

1. 議事日程

(平成18年第4回安芸高田市議会12月定例会第4日目)

平成18年12月11日
午前10時開会
於安芸高田市議場

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。(21名)

1番	明木一悦	2番	秋田雅朝
3番	田中常洋	4番	加藤英伸
6番	川角一郎	7番	塚本近
8番	赤川三郎	9番	松村ユキミ
10番	熊高昌三	11番	藤井昌之
12番	青原敏治	13番	金行哲昭
14番	杉原洋	15番	入本和男
16番	山本三郎	17番	今村義照
18番	玉川祐光	19番	岡田正信
20番	亀岡等	21番	渡辺義則
22番	松浦利貞		

3. 欠席議員は次のとおりである。

5番 小野剛世

4. 会議録署名議員

7番 塚本近 8番 赤川三郎

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(18名)

市長 児玉更太郎 副市長 増元正信

副市長	藤川幸典	総務部長	新川文雄
自治振興部長	田丸孝二	市民部長	杉山俊之
福祉保健部長兼 福祉事務所長	廣政克行	産業振興部長	清水盤
建設部長 兼公営企業部長	金岡英雄	教育長	佐藤勝
教育次長	沖野清治	消防長	竹川信明
美土里支所長	立川堯彦	高宮支所長	猪掛智則
甲田支所長	宍戸邦夫	向原支所長	益田博志
総務課長	高杉和義	財政課長	垣野内壯

6. 職務のため議場に出席した事務局の職氏名（4名）

事務局長	増本義宣	議事調査係長	児玉竹丸
書記	国岡浩祐	書記	倉田英治

~~~~~○~~~~~

午前10時00分 開会

○松浦議長

それでは、おはようございます。  
時間が参りました。  
ただいまの出席議員は21名であります。  
定足数に達しておりますので、ただちに本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

~~~~~○~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○松浦議長

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第79条の規定により議長において、
7番 塚本近君、8番 赤川三郎君を指名いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第2 一般質問

○松浦議長

日程第2、一般質問を行います。  
一般質問の順序は通告順といたし、持ち時間は設けず、会議規則の  
とおり3回までといたしますので、あらかじめご承知おきください。  
それでは、質問の通告がありますので、順次発言を許します。  
1番 明木一悦君。

○明木議員

議長。

○松浦議長

はい。

○明木議員

おはようございます。安芸高田市議会、あきの会1番明木一悦、通告に基づいて一般質問を行いたいと思います。

大卒3卒について質問するわけですが、まず初めに安芸高田の財政健全政策についてお伺いするものでございます。振り返ってみますと市長は常に新市建設計画は合併当初から決められていたことであり、これを遂行していくという強いリーダーシップを取られています。特に新庁舎、特養、葬斎場建設、絶対やらないといけないということで強くリーダーシップのなか取り組まれてきて、形になってきたと思います。いわばこれは政策公約、児玉市長におけるマニフェストであるのではないのかと考え、またそれを着実に実行されて結果を出されたと言ってもいいんじゃないでしょうか。我々会派においても政策実現に向けて日々頑張っており、先日全国区市町村議会、会派議会によるマニフェスト大賞の中で、我々のあきの会のマニフェストが全国136団体221件のマニフェストの中から大賞候補として5つにノミネートされたわけでもあります。

さて、その会派マニフェスト、ここにあるわけでございますけれども我々4つの宣言をしておるわけですね。その中で本日聞かせていただくのは、まず開かれた行政、市民のための市役所ということで、すいません、いきいき経済創造、市民の経済力のアップということで、こちらの関係についてご質問するわけであります。9月頃だったと思い

ますけど、それくらいから夕張市の破綻問題に始まり、県内では庄原市における財政問題が報道され、我が市におきましても現在掲げている最大なる課題は財政健全化ではないかというふうに考えます。児玉市長も安芸高田市の財政難を改善するために財政健全化についても常日頃からマニフェスト気味に市民に伝えられております。また、財政健全化のため最初に行われたと思われまますけど、大鉈を振るい臨時職員のカットなど早期に行われ、頑張られているのではないかと考えます。

さて、それでは財政健全化について早3年を経過しようとしている児玉市政において、この3年を振り返りどのような政策施策で財政健全化をどれだけ具体的に行われてきたのかお伺いするところです。また、児玉市政も今期残すところ1年数ヵ月余りとなったわけですが、来年度の予算立てに向けて財政健全化の取り組みをどのような形で反映され、実施されようとしているのかお伺いいたします。

すいません、風邪気味なので言葉がはっきり伝わらないかもしれませんけど。

続いて、福祉行政政策についてお伺いするものでございます。これは我々のマニフェストという命の財産、安全安心宣言。子どもからお年寄りまで生き生きとというマニフェストを書いておりますけど、その中の件についてお伺いします。

この10月1日に自立支援法が施行され、障害者による医療費負担や各種サービスの負担が増えてきています。私はこの自立支援法の施策に対して危惧し、昨年の9月の定例会においても一般質問において法が施行され、障害者に負担がかかるわけですが、しかしながら財政難である安芸高田市における施策も必要だと考え、どのようなことができるかという観点から障害者の収入を増やすための観点、安芸高田市の政策として障害者雇用の拡大と質問をいたしました。そこでいただいた市長答弁は、今後雇用拡大に向けての計画を策定し、取り組んでいく必要があるとの答弁だったというふうに記憶をしております。国においても、この障害者自立支援法には問題があるのではないかと見直しの方向で検討も始まっていますし、本市におきましても先日の本会議、初日に提案されました補正予算で、障害者福祉事業の拡大が提案されております。そのための予算づけもされ、議会可決をしたところでございます。実際、今年度障害者雇用拡大に向けてどのような取り組みが行われてきたのか。既に1年数ヵ月が経過しているわけです。どのような取り組みが行われてきたか、また来年度に向けて障害者福祉、または障害者支援の施策をどのように行おうとされているのか、具体的な計画をお伺いするところです。

最後になりますけど、安芸高田市役所組織機構についてお伺いします。これは我々のマニフェストで言いますところ、開かれた行政、市民のための市役所というところです。安芸高田市においても2006

年、2007年問題に直面していると思います。それは来年3月31日付で職員が相当数退職することではないでしょうか。その中でも課長級以上が10人余りだと思いますけど、退職され、支所長及び部長も含まれているわけです。これに基づいて来年度安芸高田市における市の組織改革機構を行おうというお考えはお持ちでしょうか。

また、今年度3月定例会におきまして質問したわけですが、女性幹部職の登用ということで、その時いただきました市長の答弁はそれなりの研修を女性職員にも重ねていただき、女性の登用をしていきたいとの答弁だったと記憶をしております。他のとらえ方をさせていただければ、我が市にはまだその職に対応できる女性職員の人材がいなくても取れる答弁であったのではないかと感じ取れます。このたび、部長職及び支所長職、幹部職が席が空くわけですが、その部署に女性職員を登用していくお考えはありますでしょうか。

この本年度当初市長が言われました、女性職員を教育、育成はされてきたのでしょうか。どのようにこの登用についてお考えかお伺いするところでございます。

なお、答弁による再質問、再々質問については自席にて行います。

○松浦議長

ただいまの明木一悦君の質問に対し、答弁を求めます。

市長 児玉更太郎君。

○児玉市長

はい、議長。

○松浦議長

はい。

○児玉市長

ただいまの明木議員のご質問にお答えをいたします。

安芸高田市の財政健全化政策についてのご質問でございますが、高田郡の旧六町が合併して、間もなく3年が経過しようとしております。合併してこの3年間は、新市の一体感の醸成や地域振興会の育成に伴い、新市建設計画の中の主要な事業、並びに旧六町が合併前から実施しておりました、継続事業の早期完了を最優先の課題として取り組んでまいりました。当然のことながら、合併して財政的な理由のみで、旧町からの継続事業を途中で止めるわけにはまいりませんが、幸いなことに、この3年間で、継続事業を中心に、順調な進捗状況であると考えておりますし、合併建設計画の大きな課題でございました新庁舎の建設、向原町への特別養護老人ホームの建設、また広域の葬斎場の建設、この3つが一番合併建設計画の中の大きなハードな面の課題であったわけでありましたが、1つ1つ解決をしていっておると考えておりますし、まだ解決途中のものもあるわけですが、こういうものを最優先で取り組んでまいったわけでございます。行政改革、財政の健全化は非常に重要なことですが、行政の本来の役割は、適切な行政サービスを提供することによって、市民生活をより良くすることであり、財政の健全化は、その前提条件であって目的ではございません。

しかしながら、現実的には、人口3万人余りの市の規模としては、

義務的経費、經常経費はもちろんのこと、地方債に依存した投資的経費の歳出規模も極めて大きく、類似団体の予算規模と比較すると大きく乖離しているのが現状でございます。一刻も早く類似の自治体並みに予算規模をスリム化した上で、政策的な経費に充当する財源を少しでも多く確保することが必要であると考えております。

このため、平成19年度の予算編成におきましては、職員それぞれの行政のプロとしての自覚と責任を持ち、市民の視点・感覚に立った行政運営を基本とする取り組みが必要で、適切な財源確保と徹底した経費の見直しを行うこととしております。いずれにいたしましても、これから先、本市が、今後とも真に必要な住民サービスの水準を確保しながら、主要事業を早期に実現いたしまして、将来に向けて持続可能な行政運営を進めるためには、健全で安定した財政を基本に、さらなる内部努力や事務事業及び行政機構の抜本的な見直しを行うなど、一層の緊張感を持って行政改革を実施する必要があると考えております。なお、財政健全化の問題については後ほど多少の点についてはお答えできるのではないかと考えております。

次に、福祉行政政策についてでございます。官民への障害者雇用拡大への取り組みが今年度どのように行われてきたかについてのお尋ねでございます。障害者が社会の一員として誇りを持ち、自立した生活を送るためには、安定した就労の場が確保されることが必要でございますが、こうした経済不況の中で、障害者の雇用の状況は不安定な状況にあり、事業主の理解を得ることも必要になってまいります。取り組みについてでございますが、福祉関係では、市内の障害者授産施設などの障害者就労支援施設での就労及び小規模作業所における作業など、福祉制度と関連した福祉的就労についての相談を受け、社会福祉法人清風会、ひとは福祉会、たんぼぼ、NPO法人貴船などの施設と連携をとらせていただいております。障害者授産施設等は、地域性や障害者の特性に応じた仕事の確保、生きがいの場として大きな役割を担っており、引き続き運営の支援をしてまいりたいと考えております。

産業振興関係では、昨年度、広島県の補助事業でハートフル農園支援事業を活用し、甲田町、向原町の2カ所で実施した結果、障害者6名の雇用が増えたわけでございます。

また、市役所におきましても、本年度の職員採用計画で、障害の程度が1級から6級までの方を対象に、若干名ではありますが、現在募集をしており、来年4月1日の採用を考えておるところでございます。いずれにいたしましても、障害者の就労については、景気の状態も含めて、困難な面もございますが、これらに対応していくためには、行政の福祉関係、商工労働関係はもちろん、ハローワーク、各企業と連携しながら、支援する必要があると考えております。

次に支援策の来年度の予算化についてのお尋ねでございます。少子

化、高齢化の進行、家族形態の変化など福祉を取り巻く社会状況の変化、福祉ニーズの多様化及び法律改正による福祉制度の変化、補助金の削減等に伴い、近年の福祉施策は大きな変化を生じております。厳しい状況下ではありますが、高齢者や障害者など日常生活を送るうえでさまざまな支援を必要とする人が、住み慣れた家庭や地域で、安心した生活を送ることができるというのが施策の基本になると考えております。来年度の予算は、現在、財政状況を見極めながらの見積もり段階でございますが、高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画、現在策定中の健康増進計画及び障害福祉計画などの各種計画と整合性を図りながら編成を進めてまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、福祉保健の基礎は健康づくりであると考えており、市民の皆様が生涯をとおして健やかに暮らしていただけるよう、総合的な健康づくりを進めてまいりたいと考えております。また、障害のある方もない方もみんなが誇りを持って心豊かに暮らすことのできる安芸高田を目指して地域福祉においては、市民の相互扶助を基本に、関係機関と緊密な連携をとり、できる限りの必要な支援を行ってまいりたいと考えております。

次に、安芸高田市役所組織構成についての質問でございます。

機構改革のことについてでございますが、議員ご指摘のとおり、来年度の退職予定者は、派遣期間の満了による退職者も含めて16名のぼり、中でも、管理職は消防を含め11名になり、いわゆる2007年問題が本市にも影響を及ぼすことになると言えます。退職によって失われる、これまで培われてきた多くの技術やノウハウを、どのように継承していくかが、まさに今後問われることとなるわけでございます。引き続きさまざまな研修を通して、こうした技術を補完しうる人材を育成していきたいと考えております。このような職員数の減少が進む一方で、県からの事務権限移譲に伴う業務量が増えていくわけでございますが、これらに的確に対応するためには、簡素で効率的な行政組織機構の再編整備が必要不可欠になります。組織機構の見直しについては、本庁と支所の役割を明確にしたうえで、円滑な行政運営が行えるよう体制整備を図る必要があると同時に、重要施策に対応できる組織のあり方についても検討を重ねているところでございます。また、新庁舎への入居も視野に入れ、段階的に再編を行う必要もあると考えております。

いずれにいたしましても、市民の皆さまの負託にこたえることのできる、効率的かつ機能的な組織機構になるよう再編成を図る所存でございます。

次に、管理職への女性登用についてのご質問でございますが、男女共同参画社会の実現のため、男女を問わずその能力を最大限に活用し、今日の少子高齢化・社会経済の成熟化などに対応し豊かで活力ある社会を構築していくことは最重要課題の一つであります。とりわけ、政

策・方針決定過程への女性の参画は、男女共同参画社会の実現の基盤をなすものであり、女性職員の登用の拡大に率先して取り組む必要があります。本市における現状でございますが、現在、管理職の女性職員は5名でございます。今後におきましては、冒頭申し上げました観点から、女性職員の登用・職域拡大及び能力開発等の取り組みを行うよう努力する所存でございます。

以上で、明木議員のご質問にお答えをさせていただきました。

○松 浦 議 長

以上で、答弁を終わります。

再質問がありますか。

○明 木 議 員

議長。

○松 浦 議 長

1 番 明木一悦君。

○明 木 議 員

再質問の前に、今市長の方で、健全化についてももう少しお答えができると言われたんですけど、それは第2回目の質問として指定してはいけないのでしょうか。

○松 浦 議 長

答弁漏れがあったんですね。

○児 玉 市 長

再質問があった場合には、また詳しいお答えをしたいという意味でございます。

○明 木 議 員

議長。

○松 浦 議 長

1 番 明木一悦君。

○明 木 議 員

与えられた回数は3回しかないわけです。その中で答えていただけるものはすべて答えていただきたいです。

○松 浦 議 長

1 回目に対する答弁の質問をお願いいたします。

○児 玉 市 長

できるだけ詳しい答弁をさせていただきたいと思います。

○松 浦 議 長

再質問ありますね。

○明 木 議 員

議長。

○松 浦 議 長

1 番 明木一悦君。

○明 木 議 員

それでは、まず財政健全化について再質問をさせていただきたいと思います。

これまで市長の答弁いろいろいただいております。また、17年度の決算委員会が先日行われまして、その中で執行部からの答弁等であったわけですけど、常に財政健全化については削減、削減という言葉が多いわけですね。それではやはり若者、それどころか高齢者の方にとっても削減されていけばどんどんどんどん負担増になる、ということが考えられて、だんだん魅力のない町になってくるんじゃないかなというふうに考えられるわけです。そうなれば人口流失が起こるのではないのでしょうか。今日もちょうど非常にタイムリーに今朝の中国新聞にあったんですけど、こちら、夕張の件なんですけど、不安が募る市民は市外へ転出続出というのが載っています。削減ばかりしていて、入る者がなければ結局負担が上がっていくというわけですよ。そのような市民の懸念をなくすためにも、今やらなければならないことは今までも何度も私の質問の中でも言っていますが、経済力のア

ップ、自主財源を増やしていくことだというふうに考えるわけですね。このたびの決算審査委員会におきましても、主要施策の成果に関する説明では、全く成果報告にはなっておらず結果報告になっていたと思います。成果報告であれば、やはり数的にこれだけの経費でこれだけの成果が出た、確かにそれですべてが表されるものではないとは思いますが、表せるところは表していくべきじゃないかなというふうに考えるわけです。それに対して、今後はどのような取り組みが必要であるということがやはり報告として上がってくるのが必要なんじゃないでしょうか。これではどこを削減しても、どこを増やしていいいいのか、財政改革、財政の健全化について議員の使命としての行政チェックが非常にやりにくい状況にあります。やはり、このような行政財政改革の一環としての取り組みがどンドンどンドン推進されていかなければいけないのではないかなと考えます。それが財政の健全化につながってくるのではないかなと考えるわけですね。確かに市長が言われましたように、答弁にありましたように、まず住民サービスの向上が一番であり、その中で健全化政策が行われていく、それは目的じゃないんじゃないかなと言われましたけども、しかし、健全化が行われない限り向上もできないということはあると思うんですね。で、いくつかの団体等、自治体団体等も視察研修等行かせていただいていますけど、その中でも財政健全化というのを目的にして取り組んでいるところは、結構あると思います。それが最終的に住民のサービスの向上につながっていくのではないかなと考えます。今回の決算におきましても監査委員会の報告書の中にあるわけですけど、最終予算の適正な計上、厳しい財政状況化において、精度の高い積算を行うこと、滞納整理の強化、これは専門的で広角的な事務の執行が必要であると、また、業務委託に係る随意契約の見直しについては、契約の透明性や公平性を確保し、限りなく競争入札への移行、本市における財政状況は財政力指数や経常収支比率、公債費比率等の推移から見ると非常に危険内容に達していると。財政は見直しますますます厳しくなっていておると、その中でやはり安芸高田市行政改革大綱の改革集中プランを内容を高め、加速されることが必要であると要望されているわけでございます。そういう中、やはり財政集中計画、これから行っていかなければいけない、常に加速していかないといけないわけですけど、18年度も残すところ少ししかありません。19年度に向けて政策的にどのように取り組まれるのか、もう一度市長にお伺いするところです。

続いて、福祉政策についてですけど、確かにいろいろと取り組まれております。そういう中で、しかしながら雇用拡大については負担は増ということできとるわけですけど、もっともっと観点を変えて見ると負担が増している、収入を増やさないといけない、雇用の拡大をしてきた、そういう施策を取ってきていますというような答弁をいただいたわけですけど、例えば雇用の対応がすぐにできないのであれば、

考えられることとして、先日も福祉保健部長の方にお渡ししている資料ですけれども、障害者自立支援法の上限の県内の市町の比較表があります。この中で、例えば福山市はすべてを合算して負担減にしているという考え方も行っておるわけです。各市町、違う取り組みをされているわけです。同じように国から来たからと言ってそれをのむんではなく、その市でできる可能性がある、対応ができるものであれば安芸高田市においても可能じゃないかなと考えます。例えばそれが財政難であり、市にとっては非常に負担がかかることであれば、その障害者自立支援法が見直しされているわけですし、障害者の負担を低減化されている方向に向かっているわけですが、時限立法的な対応として、そういうことも可能ではないかというふうに考えますけれども、どのようにお考えでしょうか。

安芸高田市の組織機構について再質問いたします。組織を考える上で、たしかにスリム化をどんどんしていけないといけない、また、効率かつ機能的にしないといけないというのはよくわかります。じゃあ、この組織を考える中で視察に伺った市があります。その市における研修で学んだことは、市長といろいろと意見交換させていただいたわけですが、組織機構を考える中で専門性を持った人材を適材適所に使うことが大切であり、窓際族を1年ほど置くような考え方はやはり市にとっては経営していく上で、一番無駄が生じるという意見をもらいました。やはり今後部署トップの人事登用については、経験有り、知識、専門性を養われた者をせめて同じ部署に3年から5年登用していくことが組織の連携また構築できる施策が実行できるのではないかなとお話をいただきました。それはそういう中で今後、組織機構改革を行っていく上で、やはり市民サービスにつなげていくためには今の考え方が必要ではないかなと考えますが、市長はどのようにお考えでしょうか。お伺いするところです。

○松 浦 議 長

以上の再質問に答弁を求めます。

市長 児玉更太郎君。

○児 玉 市 長

最初の財政の健全化をどのようにするかというお尋ねでございます。同じような規模の市と比べますと合併した市町村というのはどうしても膨らんだものを一緒に寄せ集めたと、こういうこともございまして、そこらをできるだけ早くスリムにしていくということが急がれる課題でございます。しかも、財政的には合併前のそれぞれの起債等を全部持ち込んだと、こういうようなこともあって標準的な市の財政から見ると、これは合併した市町村というのはどうしてもそういう点の無理がきております。したがって、これを早くスリムにしていくということが一番大事なことであろうかと思えます。しかし住民の皆さんのサービスを落とすわけにはいかんと、先ほどご指摘のこともあります。したがって、二律背反のことを我々がやり通していかないとはいけんという責任がありますし、我々の仕事であろうと、このように思う

わけでございます。新聞等で北海道の夕張市の状況が象徴的に市町村の財政を表しておるといってわけでございますが、下手をすればいつかは夕張のような状況になるかも知れない、そういう要素をどこの市町村も抱えております。そのようにならないように我々は今のうちから徹底的な合理化の手を打つ。ご存じのように夕張のような指定団体になりますと、今は全国地方税というのは一律の率しかないわけでございますが、地方税ももう全国の平均以上に上げてもいいと、上げにゃあいけんという国の指導が来るわけです。結局税金も夕張の人は高く払わにゃいけんという問題。あるいはいろいろな手数料、水道料、下水料、そういうものも上げてもいいと、できるだけ早く財政再建できるように上げてもいいという、そういう指示が国から来るわけでございます。この間もテレビを見ていますとこんな町には住みたくないということで、本当に住民の皆さんも苦渋の選択をしておると。そのようにならないように今我々も全国自治体が努力をしておると、こういうのが実態でございます。できるだけ事業量も減しながらスリムな行政をやっていくというのが課題でございます。やはり今削らにゃいけんのは人件費をどのようにして減していくか、それから扶助費をどのように減していくかと、そういうことしか削るところはなくなったということでございます。特に人件費の問題については現在合併以来、53人退職をしておりますが、一人も補充はしておりません。今後とも恐らくまだもう100人減す必要があるというふうに考えておりますが、恐らくここ4、5年は新規の補充というのはできないような状況であります。そういう中で我々はどのように住民のサービスを落とさんようにするか、しかもその間に分権の仕事は段々増えてくる、こういうような状況であるわけでございます。そういう点については議会の皆さんも十分ご承知でございますので、ひとつ今後ともご協力を賜りたいとこのように思うわけでございます。

それから福祉の問題でございますが、いわゆる障害者自立支援法、これは、私は国の政策の改悪であるというふうに考えて、本当に弱い人にしわ寄せがよっているということでもあります。全国の市町村の地方6団体があるわけでございますが、これも自立支援法については早急に国の制度そのものを見直してもらいたいと、結局は国の制度がそうなったために被害は地方の厳しい財政の中にこれがかぶさってきたと、こういうことでありまして、財政的にゆとりのある1、2の県内でも市長は市ではその施策を補っておられるようでございますが、なかなか今のように夕張に近い財政状況の中で、それじゃあ単市で物を出すかという、そういう問題の決断というのは非常に難しい状況になってきておるわけでございます。今後とも議会の皆さんのお知恵を借りながら、福祉の後退が起こらんようにするにはどうしたらいいかということの知恵をしばっていききたいとこのように考えております。今、組織機構の問題であります。現在来年度の機構改革をどのよう

にするかと、人員が減る中で、しかも分権という仕事が増えていく中でどのように能率のいい仕事をしていくかということは今、検討中でございますので、ご指摘のとおり適正な合理化を今図っていきたくとこのように考えておるところでございます。

【P 87 市長訂正発言】

午前中の明木議員さんからの障害者福祉行政施策についてのご質問でございます。

再質問の答弁にありました、障害者自立支援法に伴います文言の中で、私がこの支援法は悪法と申したようでございます。私は余り好ましい法律ではないというように思っておりますが、この発言は不適切であるというように考えますので、答弁の訂正をさせていただきたいと思えます。

○松浦議長

もう一点。

市長、もう一点組織のことについての質問も。

○児玉市長

もう一点、組織機構の問題についてはご指摘のとおり来年度に向けて、今合理化の検討をしておるところでございます。

○松浦議長

以上で、再質問の答弁を終わります。

再々質問。

1番 明木一悦君。

○明木議員

はい。最後にもう一度財政健全化についてお伺いするところですけど、先日の決算委員会におきましても22年、23年度が安芸高田市にとっては起債、返還、簡単に言えばローン、借金の返済が一番増える年になってくるということで、安芸高田市における財政が本当に厳しい状況になる時期だというふうに答弁をいただいております。その時には本当に事業もできなくなってしまう懸念さえもあるわけですね。そうすれば市内の経済は冷え込み、市民への負担もどんどん増えてくると考えられます。この時期を迎えるにあたって、また、この時期どのような政策を市長としてはとって、乗り越えようというふうに考えられているのか答弁をいただきたいと思います。

以上で私の質問を終わります。

○松浦議長

以上の再々質問に答弁を求めます。

市長 児玉更太郎君。

○児玉市長

今、明木議員ご指摘のように平成22年、23年が一番財政の厳しいピークになるわけでございます。ご指摘のとおりでございます。で、この時期をどのように乗り切っていくかということでもあります。何も事業ができんようになるのではないかと、こういう心配もあるわけでございますが、そのようにならないように今のうちから合理化に手をつけていくと、こういうことで平成22年、23年の財政のピークを今のうちから手を打ちながら、乗り越えていきたいと、こういうことで、今、一つひとつ事業の見直し等もやっておるところでございます。

○松浦議長

以上で、明木一悦君の質問を終わります。

この際、11時まで休憩をいたします。

~~~~~○~~~~~

午前 10時47分 休憩

午前 11時00分 再開

~~~~~○~~~~~

○松浦議長

それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

続いて通告がありますので、発言を許します。

20番 亀岡等君。

○亀岡議員

はい、議長。

○松浦議長

はい。

○亀岡議員

亀岡等でございます。時間の関係もでございますので、極めて簡潔にやりたいと思っております。

通告の1点目と3点目は見解を問うにとどめたいと思っておるわけですが、通告の3点について市長に質問を行います。

まず初めに農業問題についてでございますが、来年度より国は国の示しておる基準面積を経営する、いわゆる担い手農家に限定して補助施策を集中すると、そうした農政を推進するとしております。これが多面積収集の困難な当地帯にとって、いかに不合理であろうとも受け止めざるを得ない状況となっておるわけでございます。そこで次の点について対策を尋ねます。

その1は担い手農家、これは農業法人多面積集積の営農組織等含むということになると思うのですが、これをどう育成していくのか。その2といたしましては担い手農家への市としての支援策はどのようにするか。その3といたしましては農道舗装についてでございます。これにつきましては去る9月議会で大筋は示されておりますように、担い手農家関係以外の地域の農道舗装には補助事業はないということでありまして、そうした取り残される関係の農道は今後どうしていくのか。まちとしての対策ができるのかどうかについて尋ねます。

2番目は市民に通じ合える施策の推進をということで、質問を行います。

現在、本市では財政難を理由に増税を初め、各種の補助金削減や廃止、それらに伴う負担増など、市民に厳しい市政が進められておりますが、半面市自体が行う事業については、財政難と思えない考え方で計画をされているものもでございます。例を挙げますと民間でできる事業を市で実施するとか、県が赤字運営の困難から廃止する事業を引き継ぐなど、まさに財政の豊かな余裕のある考え方でありまして、どう見ましても財政難の中での考え方だとは理解できません。これでは財政の現況や今進められている行政改革にも反しており、このままでは市民の理解や共感は得られがたいのではないかと思うわけでありまして、今後本市の財政が厳しい状況で推移していくことが予測される中、真に財政難の認識に立つのであれば、市として自らの行政行為に厳しい

姿を示すことが肝要でございます。この際、指摘しておりますような方針や計画は思い切って検討し直すべきではないかと考えますがいかがでしょうか。

3番目は協働のまちづくりについてということで伺います。本市は人輝く安芸高田とともに市民の協働のまちづくりを市政の重要な柱とされております。しかし、これがいざ実際の場面になりますと、行政の考え方や都合が優先され、どちらかというと一方的に進められていく状況がございます。本市が掲げている協働のまちづくりとはどのような理念のもとに、どのように実行されていかれるのか、改めて伺います。

以上でございます。

○松浦議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

市長 児玉更太郎君。

○児玉市長

はい、議長。

○松浦議長

はい。

○児玉市長

ただいまの亀岡議員のご質問にお答えをいたします。

担い手農家の育成と支援策についてのお尋ねでございますが、ご指摘のとおり、国は来年度から認定農業者や農業生産法人等の、いわゆる担い手を中心とした施策に集中させる方針でございます。また、広島県におきましても、特に農業生産法人に特化した事業を中心とした支援に転換をして来ております。担い手の育成は、旧6町時代、それぞれ地域実態に合わせて取り組まれておりましたが、合併後、新市においては、これを重点施策として位置づけ、農業振興を推進してまいりました。今後におきましても、本市の農業生産活動や農地保全活動の持続のためには、これまで同様大規模農家、地域営農集団、農業生産法人等の担い手の役割は重要であり、小規模農家、兼業農家、高齢者や女性などの役割分担により、地域全体で支える農業を推進してまいりたいと考えております。担い手等への支援策につきましては、これまで、水稻を中心とした施策に取り組んでまいりましたが、経営安定の面から水稻と野菜等の複合経営への支援に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、農道舗装についてのお尋ねでございますが、農道の舗装整備につきましては、ご承知のとおり、県費補助金を受けて今まで取り組んでまいりました。本市の財政状況を考えますと、基本的には、これまでと同様に県の補助制度を活用しての計画的な整備に取り組んでまいりたいと考えております。しかしながら、県費補助事業が、農業生産法人に特化した事業要件となっておりますことから、実施事業量の面では、ある程度の縮小は、やむを得ない。そのような状況が起こっております。議員ご指摘のとおりでございます。今後とも補助金の獲得に務め、事業の推進を図ってまいりたいと、このように考えております。

次に、市民に通じ合える施策の推進というお尋ねでございますが、本市の財政状況につきましては、先の答弁で申し上げておりますとおり、年ごとに硬直化が進行し、楽観できない状況にあることは事実でございます。バブル崩壊以降、長期の景気低迷や急速な高齢化による税収の減少、三位一体改革による交付税制度の見直しなど、地域間格差の拡大の中で、本市においても自主財源の不足は現実のこととなっております。こうした中で、旧町時代からの継続事業を中心に、新市建設計画の主要事業など、課題となっておりますものについては、その都度、市民の皆さんのご意見を聞く、あるいは議会のご支援と同意を得ながら、鋭意進めて来たところでございますし、今後も財政の許す限り実施をしてまいりたいと考えております。また、新市発足後、新たに課題となった事業など関係機関と連携の上で、逐一議会に報告すると同時に市民の皆さんに広く情報を公開する中で、コンセンサスを得ながら進めさせていただきたいと考えております。今後も、主体は市民の皆さんであるということと、住民自治のまちづくりを念頭に置きながら、現在の最大の課題であります行財政改革の歩みを止めることなく、様々な取り組みを進めてまいりたいと考えております。

次に、協働のまちづくりについてでございますが、安芸高田市は住民自治組織を基本にした協働のまちづくりを推進しております。安芸高田市における協働のまちづくりとは、市民や市民の自主的な住民自治組織と行政が、それぞれ主体的かつ連携して進めるまちづくりのあり方を表現したものでございます。市民の行政参画を促す場としても機能するものです。このため、安芸高田市においては、住民自治組織を育成し、それぞれの地域において、協働の地域づくりを進めるとともに、住民自治活動の中で明らかになった課題を行政の施策や事業に反映するシステムとして、まちづくり委員会を設置したところです。合併以来の住民自治組織やまちづくり委員会の活動を見させていただきますと、一定の成果を挙げつつあると考えております。議員ご指摘の行政側の考え方を優先し一方的に進めているのでは、についてであります。行政が行う施策や事業は、まちづくり委員会や審議会等であらかじめ市民の意見をいただいて具体化していく場合と、特定の事業については、執行部が計画を策定いたしまして、市民の代表である議会ですっきりとした議論をいただいて具体化していくものでございます。このような場合には、事業の実施に当たっては、行政は市民の皆様に対してしっかりとした説明をする必要、いわゆる説明責任が特に求められると考えています。行政としては、あくまで議会での議論を踏まえて、市民の皆様にご理解をいただくものであり、何ら行政の考え方を優先して一方的に押しつけるといったようなことは、我々もできるだけ避けてまいりたいとこのように考えております。

○松浦議長

亀岡君、答弁漏れはありませんか。

以上で答弁を終わります。

再質問がありますか。

20番 亀岡等君。

○亀岡議員

再質問を行います。

農業問題につきましては、農道舗装の件について行います。

まず、この担い手農家等に関係しない地域の農道舗装、これについては答弁を聞いておりますと、やはり具体的にはどうしようもないんだということではないかと思うんですね。努力はしっかりしていきと言われますが、先ほどからありますように財政困難な中、本当に補助政策のないところに市独自の投資をして、それができるのかできないのか、そこが自らできないということになるのではないかと思うんですが、行政として、それはできませんということとはなかなか言い切れないことをごさいますして、非常に苦しいところではないかと思うわけでありまして。私はこれに関係しまして申し上げたいことは、実は農道舗装の事業は特にほ場整備事業をやった地域を主にこれまで実施されてきたと、いうふうに見ております。言うまでもなく、ほ場整備事業はそれぞれの農家が持ち合わせておる農用地を一応投げ出して、新たに一枚一枚の田んぼを区画整理し、それに農道、水路を整備して、いずれの農用地条件をも同一なものにしている。農業経営がやりやすい、そういう状態にしていくというものがほ場整備事業の大きな特長であり、特典であったというふうに考えますが、これに実は今日格差を生んでおる。これが農道舗装の問題であります。もともと行政は行政の施策として農道舗装を進めてきたわけでありまして、意図的に決して格差を生むような状態を進めてきたわけじゃございません。先ほど来ありますように財政の困難の中からできるだけ多くの事業を済ませていきたいという形で取り組んでおるわけですが、実際には行政が進めてきた結果が今日の格差を生んでおると思うんですね。要するに行政はこの農道整備には、最後まで責任を持ってやっていかにゃいけないという立場があると思うわけでありまして。舗装が済んでいるところはスリッパでもって歩かれる。歩かれるが場所によっては農道の中を草刈りをせにゃいけないというような状態もあるわけなんです。こういう状態であってはですね、今後農家の一体感を図り、できるだけ面積集積を行い、時の農政にふさわしい状態を構築していくにも、農家自体の間に農家同士の間には格差があり、そこに一体化できない要因をつくっていると見ることができると思うわけなんです。そこで、具体的に着々とそうした関係農道の都合ができないというのであれば、私は協働のまちづくりの立場から、このほ場整備事業の主旨に基づいて、市の方がその工区に入って行って、まずは、ほ場整備事業の行われたそのやり方、そこに立ち戻って、お互いの農家がほ場整備をやったときのような負担の見方をして、負担の出し方をして、そうして事業を進めていくと、こういうことは私は必要ではないかと思うんですね。これまでにできとります農道の舗装は受益者の負担が全くないもの、あるいは中山間

地域の直接交付金で、これを通じてできておる舗装、そういったものもあるわけですが、それらの負担の調整というものは、私はその気になればしっかりとできると思うんです。なりますと、やはりほ場整備の本来のあり方をそこまで進めて取り組んでいく、そのことを促していくのはやはり私は市の行政ではないだろうか、このように考えるわけですね。今、やはり農村でこのような不況に立っているときに農業者が心一つにできる、それはやはり農業施策を通じてできることではなかろうかと、私は考えるわけですが、この点について行政の方では、どのような考え方を持たれるのか、これをお伺いしたいと思います。

2番目の質問に対しましては、これは質問の主旨を避けて問うておられるというふうに言わざるを得ないわけでありまして。私は財政難の今日、民間ができる事業、これをどうして行政がやれるのか、それこそ民間に任すべきではないだろうか、そのことを問うておるわけです。財政難を強調しても実際にやっている事業が行政でなければできない、そういう事業ではないんですよね。そういうものが実際にあるわけですから、私はこのことをもう一回検討し直すべきではないかと、そのことを主に問うているわけですね。ここのところを避けておられるので、これはひとつ本当に再検討するのか、いや、しないと、そのままやっていくというお考えなんです。先ほど来ございましたように、財政は本当に困難な局面にたっておりまして。来年度予算編成にも6億6,700万円ですか、財源不足がある。引き続いて年々5億から8億円の財源不足が予想されるというような厳しいお話しも先般ございました。これが本当に厳しさを感じておられるんなら、私は行政がやらなければいけないのは、これから行政でなければできない分野、できない仕事。行政でなくてもできる仕事には市は手がけていかない。それくらいのやり方をしないと、どうして今の財政危機が乗り切れるのか。私は、こういう行政が続けば続くほど行政に対する市民の要望というのは先ほどもおっしゃっておりますから、ますます増えてくると思うんです。それに対して本当に行政の役割を果たしていけるのか、そういうような財政状態を持続していけるのか。ここのところが非常に重要だと思うわけです。夕張のことがさかんに言われておりますが、今、夕張では我々の代表であった議会は何をしとったんかというようなことまで非常に厳しい声になつてくるわけですね。私はこのことは、市長も言われますように、夕張のことはよそ事じゃないんだと、常に言われているわけですね。私どもはこうした生々しい夕張の状況を、貴重な教訓として受け止め、本市においてただいまから直ちに早急に取り組んでいかにやあいけん、あるいは今やっておるところを見直さんといけないと、こういうふうにするわけですね。県が財政難で廃止するものを、よし、うちが引き受けてやろうと言えるほど財政本当に豊かなんだらうか。これは市民から見て、とても財政難の中でそうい

うことができるような整合性があるというふうには見られません。こういった点を本気で考えを問いたいんですね。その辺、やはり一還してですね、このままでいくんだというふうにお考えなのかどうなのか改めてお聞きしたいと思います。

協働のまちづくりにつきましてはですね、見解だけをお聞きしておきたいと思っておりましたが、私は、言われることは非常に理想的だし、そのように文字も言葉でも表現されてきておるんですが、大事なことは市民の置かれておる立場に深い理解を持つと、こういったことが実際にその場に立ってそういう市政が貫かれてはいけない、確かに説明も十分されますが、丁寧にされますけどもですね、私の見ている限りではそれは行政が行おうとする方向性の中で精一杯やっておられる。それは必要なことですが、それだけにとどまってるんですね。市民の側からこのようにしたらどうでしょうかと、ここのところをもう一度再検討してみてください。というようなことに何ら応じられる姿勢は見えておりません。さきもございましたが、協働のまちづくりは住民の自治を旨とすると、ならば住民の意向というのは十分汲み上げて、吸収して物事に取りかかっていると、こういう姿勢が本当の意味で貫かれておらなきゃいけないと思うんですね。私はなかなか忘れようとして、よう忘れないんですが、6町合併前に美土里町におきましては4校の学校跡地対策、しっかり住民の皆さんでそれぞれ考えて下さいということがあったわけです。しかし合併をしてみますと持ち寄った起債残高と言いますか、当時、合併時点で480億であったというように思っておりますが、そういうような状況の中でご承知のように加えますと、滞納金ですね、7億1千万円ですかありますし、そういう状況の中でこれはやっぱり早くどの程度ならできる、どの程度で考えて下さいということの関係地域の住民に市側の意向を伝えないといけないんじゃないかということ、合併しました16年6月議会で言わせていただきました。しかし、なかなかそれが本気で受け止められたのかどうかわかりませんが、一校跡地に3千万でやってくれというのは、それから約2年経った本年の当初予算議会であったわけですね。その間、該当する地域の住民の方は本当に厳しい中を夜間何十回という集まりをして、計画を立ててこられました。結局は3千万ということで、また2年近く経った時点でそれをやりかえる。あるいはとてもそういったことは簡単にできるわけじゃない。先延ばしにしないといたし方ないというような事態も起きている地域もあるわけでありまして。やはり住民の立場に本当に真剣に立って、物事に取り組んでいく。こういう姿勢が私は絶対に欠かせない大事なことであります。いかにこの決まりの条文や、また言うていただくことが立派であっても、そのことが欠けていては物事が正常に成果を上げていくことはできないと思うわけでありまして。特に市民、住民の自治を尊重する立場から言いますと、市側とそして、住民側とが決裂な状態までもって

って結果として是か非かは別として、そこまで持っていくというものは好ましくないのではないかと。それこそ行政の側は度量を大きく持って本当に市民が何でも行政と意見を交わし合う、そういうことができるという思いを持ち続けることができるように、そういう点をしっかり踏まえていくべきではないかというふうに思っておるところでございます。そういうことにつきましても再度ご意見をいただきたいと思えます。

○松 浦 議 長            ただいまの質問の再質問について答弁を求めます。

市長 児玉更太郎君。

○児 玉 市 長            まず、最初の農業問題についてのお尋ねでございます。

ほ場整備は農家のために行政が推進をしたものである、全くそのとおりでございます。今市内のほ場整備率というのは計画の94%ぐらいまで今いっておるわけでございます。大体ほ場整備はほぼ終わりに近づいたと、このように考えておるところでございます。特に農道整備については、ほ場整備事業の中で幹線道路については事業の中でできる方法もあったんで、そこらはそれぞれ合併前に事業でやられたところがほとんどであろうと思えます。今残っておるところは、いわゆる端々の農道が舗装をされておらないという問題が出ておるわけでございます。幹線的な農道もまだしてないところもそれぞれの合併前の町の状況であると思えますが、基本的には幹線的なものについてはほ場整備でできるということもありましたんで、その取り組みが大分なされておると。しかし全部が全部、この舗装がなされておらないというのが現実であります。したがって、市としては今まで単県の農道舗装事業がございましたんで、この単県の農道舗装事業を利用しながら、一部市が負担して、農道整備をしてきたわけでございます。

ところが平成18年度、本年度県はこの農道舗装の基準を周辺に、いわゆる認定農家の持つておる土地、あるいは集落法人の持つておる土地が、その道路沿いになくても舗装は不可能という方針を県が出してきたわけでありまして。これは来年度からの新農政の中で県も市町村も同じですが、農業の主体を認定農家、また集落法人に置くという、これは国の農業政策が出ておるわけでございます。この国の出した農業政策について、いい悪いという問題についてはさておきまして、我々も決してこれは国の政策がいいとは思いません。しかし、国の政策として出てきておる。県はその政策を受けてそういう関係の土地が周辺にないと農道舗装の対象にならんというのを出してきました。このことは我々も大変不満でありまして、私は直接農政部長にも何でこんな政策を今県が出してきたんだと、いうことを話しましたし、担当の課長にもこれはおかしいじゃないかと、県は何を思っておるんかと、こういうことも厳しく追及をいたしました。しかし、どうも県の本音というのは、県が財政的に行き詰まったと。したがって、できるだけ単県の事業は落としていきたい。それがやっぱり一番の本音のようでご

ざいます。県も来年度からは公共工事については単県の持ち出しを35%減すという方針を既に出しております。35%県が減しますとそれの補助事業がひっつきますので実際には事業量は半分になると。こういうような厳しい県が施策を出してきております。そういうことで県も背に腹はかえられんと、金がないなったというのが偽らざる本音ではないかというように思います。しかし、障害者自立支援法と同じように県やら国が、銭がなくなったけえいうて削られてそれを末端の市町村に押しつけられるのは、我々としては本当に腹の立つことであるわけでございます。そういうことで、この間やかましく言うたんですが、どうも聞いてみますと実態は予算が余ったというのを、結局そういうような認定農家とか農業法人がそこへ土地を持つところと規制を出すとほとんどできんようなる、舗装が。いうのが実態であるようであります。

そういうことで、我々としては内々に知恵を出して、農道のほとりに認定農家が借地をするとか、あるいは集落法人が農道の周辺の農家の土地を借りてもらおうとか、そういうような知恵をやはり出しながら、県のそういう規則に合うような、そういうものを我々は知恵を出さんといかんのじゃと、それしか方法はないと。まともにいきよったんじゃあどうもならんと、こういうことで、現在もいろいろそういう知恵を出して舗装をやってもらっておるところもあるわけでございます。

そういうことで、それじゃあ市で何か制度を考えるというご意見もあるわけでございますが、結局、国やら県のとぼっちりを市が受けるという、それじゃあ単市で補助金が組めるかというとなかなかそこらは組めないというような実態があるわけございまして、今後本当に困っておるほ場整備後の問題について、我々もいい知恵があれば、また議会の皆さんともご協議をしていきたいと、このように考えておるところでございます。

それから2番目のご指摘の、これは少年自然の家のご指摘ではないかというように具体的には思いますので、この問題についてお答えをさせていただきます。もし違ったら、後ほどご指摘を賜りたいというように思いますが、県が今までやってきた吉田少年自然の家を来年から廃止するという問題は、これは議員の皆さん、ご承知のとおりであります。利用者が2万5千人余りの今、年間、子どもの利用があるわけございまして、その間2万5千の中で約1万人は安芸高田の子どもであるわけでございます。したがって、我々としてはこの機能をできるだけ残していきたいという気持ちがあるわけでありまして。そりゃ県がやめるんならおしまいですと言うてしまえばそれでいいんですが、なかなか青少年の健全育成ということから言いますと、できればこの機能を残したいと、多少縮小しても残したいという気持ちで今まで協議をさせていただきました。しかし、問題はやはり今まで35年間もほとんど改修をしていなかった施設でございますので、やるとい

うことになる。最低限の改修だけはやらにゃあいけんとういうこと  
でございませう。したがって、県の方に教育委員会の方に最低限の改修  
の費用だけは見てくれにゃあいけん、それは県の責任だと、こうい  
う話をしておるところでございませう。その話を今詰めておるところ  
でございまして、我々としても貴重な市費を持ち出して改修という  
ようなことについては、なかなか難しい点もありますので、できる  
だけそういう改修については県の方に負担をいただきたいと、こう  
いうことで今お願いをしています。運営についてはできるだけ経費が  
少なくて済むように、また第3セクター等に民間に委託できればそ  
ういふ方向も考えていきたい。このように考えておるわけござい  
ませう。

ご指摘のように、本当に厳しい財政の中で福祉にしても教育に  
しても戻りのない銭がやっぱり要るわけございませう。じゃあもう  
けにならんものは全部切り捨ててしまえとういふことになれば、  
市としてもこれだけはやっぱりある程度費用がかかってもやらに  
ゃあいけんとういふものも、特に教育とか福祉とかはもうけが戻  
ってこんとういふ問題もありますんで、それじゃあ行政の使命を  
果たせんじやないかとういふこともあるわけございまして、いろ  
いろ論議を賜りたいとういふように思うわけございませうが、今  
後ともひとつ十分のご意見を聞かせていただきたいと、このよう  
に思うわけございませう。

また、協働のまちづくりについてでございませうが、我々はソ  
フトの面の一番大きな柱に住民と行政の協働のまちづくりとうい  
ふことを掲げてきております。ハードな面はいずれは何年かすれ  
ば箱モノにしてもその他のハードにしてもできあがります。しか  
し、ハードだけできてもやはり本当に豊かな地域にはならない。  
ソフトの充実が一番今後の課題であるとういふように考えてたび  
たび申し上げておりますように、住民と行政の協働のまちづくり  
をかけて、それぞれ地域振興会の自主的な活動を中心に置きな  
がら、住民活動をしてもらっておるわけございまして、行政が一  
方的に住民に施策を押しつけると、とういふことは私たちがで  
きるだけ避けていきたいと、このように思うわけございまして、  
先般も火葬場の関係の皆さんとお話しをさせていただきました。  
私は最後まで対話を続けていきたいと、一軒一軒でも私は歩か  
せてもらおうと、とういふ話もさせていただいたわけございませ  
う。しかし、今は集落の組織としては戸別で歩くのはやめてくれ  
と、とういふお話もございませうので、控えさせてもらいま  
せうが、最後にはやっぱり私は一軒一軒歩かざるを得んと、市  
長がみずから歩いて行くと、とういふことで住民の説得を図  
っていきたいと、このように考えておりますので、亀岡議員ご  
指摘のとおり、本当に住民との対話を最後まで大事にしてい  
きたいとこのように考えております。

○松浦議長

以上で、再質問の答弁を終わります。

○亀岡議員

再々質問ありますか。

議長。

○松 浦 議 長

20番 亀岡等君。

○亀 岡 議 員

根本的にですね市長の言われることと、どこまでいってもかみ合わないと思うんですね。短時間の議論では当然の事と思いますが、特に最終的に1、2点指摘なりお伺いしておきたいと思います。私はもうけにならないことをやるなど、そんなことは一言も言っていません。少し苦言を呈し過ぎたので頭にきていただいたんかなという感じもいたしますが、特に教育、福祉が大事だからこそ、民間でできることは民間に任せましょうやと言っておるんですね。民間に任せる任せないのところは何回お願いしても、お伺いしても答弁はありません。それはいたし方ないですね。今後ともしっかりとそういった点は続けていきたいと思いますが、いずれにいたしましても今計画しておることはそのとおりにやるんだよということになると、私はやはり行政というのは公平性を保つのが原則にありますので、今後広範な行政分野から民間でもできることでも、行政でやってくれというような要望等が出た時には今構想されているような、財政とは無関係のような、財政的に余裕のあるようなやり方で広範な分野の行政にも対応されていかれるのだろうか、そのことを一言お伺いして終わりたいと思います。

以上です。

○松 浦 議 長

ただいまの再々質問について答弁を求めます。

市長 児玉更太郎君。

○児 玉 市 長

民間委託をできる事業については民間委託というお話しでございます。亀岡議員さんと私は全く同感でございます。今後民間に委託できる業務についてはできるだけ民間に委託しながら行政がスリムになっていくというのが、方向であろうとこのように考えておりますので、今後議員さんといろいろお話しを詰めていい方向にしていきたいと、このように考えております。

○松 浦 議 長

以上で、亀岡等君の質問を終わります。

この際、午後1時まで休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午前 11時50分 休憩

午後 1時00分 再開

~~~~~○~~~~~

○松 浦 議 長

時間が参りました。

休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで、市長から午前中の明木議員の質問の中での答弁の訂正の申し出がありましたので、これを許します。

市長 児玉更太郎君。

○児 玉 市 長

午前中の明木議員さんからの障害者福祉行政施策についてのご質問でございます。

再質問の答弁にありました障害者自立支援法に伴います文言の中で、私がこの支援法は悪法と申したようでございます。私は余り好ましい

法律ではないというように思っておりますが、この発言は不適切であるというように考えますので、答弁の訂正をさせていただきたいと思っております。

【上記の訂正部分は、P 7 6 に括弧書きで記載】

○松 浦 議 長

続いて通告がありますので、発言を許します。

4 番 加藤英伸君。

○加 藤 議 員

新政会の加藤でございます。通告に基づき、大枠 2 つのことについて質問させていただきます。

最初に税の徴収率の向上対策と滞納金の早期整理についてお伺いたします。前年度の決算でも明らかなように、保険税を含めて市税等の滞納は累増の傾向にあり、これらの解消対策については議会や監査委員からも強く指摘されているところであります。納税は市民にとって大切な義務であります。財源不足の中で新市の建設計画に取り組んでいる安芸高田市においては、税の徴収率の向上対策、向上、滞納金の整理、これはこれまで以上に真剣に取り組まなければならないと考えます。そこで次の 2 点についてお伺いたします。

第 1 点目は、市長は税の徴収率の向上対策についてどのようなお考えをお持ちなのか。また、市民の納税意識を向上させるためにはどんなことが大切だとお考えか、お伺いたします。

次に 2 点目でございますが、この質問が滞納整理対策本部長で頑張っておられます増元副市長にもお伺いたします。17 年度決算で一般会計、特別会計合わせて約 7 億の滞納金があります。一昨年滞納整理対策本部が組織され、滞納金の収納に努力されていますが、その成果が現れておりません。どこに問題があるのか昨年の反省と今後の対策についてお伺いたします。

次にいじめの現状と対策についてお伺いたします。

今日いじめによる児童や生徒の悲惨な出来事は、新聞やテレビで毎日のように報道されており、大きな社会問題になってきました。いじめめる側もいじめられる側もともに将来の日本を担う子どもたちであるだけに見逃すことのできない深刻な問題であります。本市においては幸い大きな事件も発生しておりませんが、小中学校の実状について、佐藤教育長に次の 3 点をお伺いします。

まず 1 点目は、教育委員会では本市のいじめの実態を把握しておられるかどうか。把握しておられるのであれば、実態はどのようなのか。またそういった実態があれば、何らかの対策や指導をなされると考えますが、その効果と評価についてお伺いたします。

○松 浦 議 長

ただいまの 4 番加藤英伸君の質問について答弁を求めます。

市長 児玉更太郎君。

○児 玉 市 長

議長。

○松 浦 議 長

はい。

○児 玉 市 長

加藤議員の税の徴収率向上対策と滞納金の早期整理についてでござ

います。お答えをします。

まず、1点目の税の徴収率向上対策については、税の公平・公正等、租税秩序の維持のため、徴収活動の基本方針として、滞納者自らの責任で納付する自主納付制度の確立を図る取り組みが必要であると考えております。そのために対策本部を設置し、職員の意識改革を図る中で、滞納者に対しても、戸別訪問や面談を基本として、自主納付の動機づけに力点を置く活動を展開しているところでございます。具体的には、市民の納税意欲の向上のためにも、納期の失念等の悪意のない未納者については、その都度電話や戸別訪問を通じて、催告により納期を厳守した納付指導を継続しております。また、失業・病気・事業不振・倒産等の、自分だけの責任でない理由による滞納については、分割納付や、法令による執行停止・納税の猶予等での対応を行っております。さらに、納税意欲のない悪質未納者に対しては、市は必ず差し押さえを執行するという認識を持っていただくためにも、今後とも毅然とした差押処分を継続強化し、市としての強いメッセージを示していきたいと考えております。

次に、2点目のご質問ですが、ご指摘のように17年度決算では、滞納額として7億円余りが繰り越しとなりましたが、このうちの半分に当たる額が、貸付金の不良債権でございます。この貸付金に対しての課題でございまして、回収に苦慮しているところでございます。ご質問のように平成16年7月に増元副市長を本部長にした、市税等滞納整理対策本部を立ち上げ、取り組みを強化しながら徴収業務に力を注いでいるところでございます。今後、取り組み状況を見ながら、組織体制の強化を図っていき、滞納整理の早期解消に努めていきたいと考えております。平成18年度の強化方針につきましては、本部長の増元副市長の方から答弁をさせます。

○松浦議長

引き続き答弁を求めます。

副市長 増元正信君。

○増元副市長

17年度の決算でございますけども、過年度滞納分9,100万円余りを徴収をいたしました。平成17年度の現年分の未収金が1億5,500万余り発生をいたしておりました。その差額が増となりまして、18年度に繰り越しをされております。その差額分が増えておるとい状況がございまして、件数につきましても、年度当初滞納件数は税におきましては約2千件ございまして、それを1年間かけまして、約半分の千件程度に減らすわけでございますが、現年分、新たに同数、同件ぐらいが発生をしておるといこと、件数につきましても年度当初は2千件等が推移をいたしておりました。どこにその問題点があるのかということでございますけど、本部を設置いたしまして、16年度、17年度と取り組んでおりますけども、当初は過年度分、過年度分の滞納について特に標準を合わせまして、その実態調査なり、徴収を進めてきたところでございます。と言いますのは、過年度分を集中

的に処理することによって、現年分に対しても一定の波及効果があるのではないかと、そういう見通しのもとに取り組んできたわけですが、17年度の実績を見てもそうではないということでございまして、そこらの反省点から平成18年度におきましては、過年分、現年分、総合的に合わせて取り組むことが必要であると、強く痛感いたしております。実際の活動につきましては、ただいま市長の方から答弁ありましたように、納期の失念など悪意のない未納者、そして失業、病気、事業不振、倒産等々の事故の責任だけでない滞納者、そして、3番目には税の滞納意志のない悪質な滞納者、この3つの分類をいたしまして、それぞれに適切に対応していくということを地道にやらせていただくということで、18年度動かささせていただいております。ちなみに平成18年度の上半期の滞納徴収実績は、4,570万円余りとなっております。平成17年度のペースと大体同じという状況となっております。今後下半期におきまして、さらに強化をしていかななくてはならないというふうに思っておりますが、現在のところ、税の差し押さえ予告43件、そのうち実際に差し押さえを執行いたしましたのが、31件でございまして、去年は17年度、21件であったと思いますが、差し押さえ件数増やしております。また、本年10月よりタイヤロック制度を導入をさせていただきました。現在70名近い滞納者より自主納付に応じるという波及効果も出ております。国保税につきましては、保険証の発給停止75世帯、短期の保険証書の発行90世帯、これも昨年実績よりも増やしております。上水道におきましては給水停止予告を441件、そのうち実際の給水停止69件執行させていただいております。引き続き悪質な滞納者に対しては、こういった法的な差し押さえ等、強化していくということで、他の納税者に対しても波及効果を及ぼしていくということで、引き続き取り組んでまいりたいと思っております。

以上でございます。

○松浦議長

引き続き答弁を求めます。

教育長 佐藤勝君。

○佐藤教育長

議長。

○松浦議長

はい。

○佐藤教育長

ただいまの加藤議員のご質問にお答えをいたします。ご指摘のように、現在、全国において、いじめにより児童生徒が自らの命を絶つという大変痛ましい事件が相次いで発生し、大きな社会問題となっております。市教育委員会といたしましては、いじめは反社会的な行為として絶対に許されないことであるという認識に立って、文部科学省からの通知の徹底を図るとともに、いじめの問題に対する基本的な捉え方と早期発見・早期対応をはじめとした、いじめ問題の取り組みの徹底について学校指導をしてきたところでございます。

いじめの把握については、今回の事件を契機として学校教育課指導

主事が小中19校をすべて回り、担当者等からの状況聴取を行っております。さらに、児童生徒へのアンケート調査を実施し、校長会・教頭会・生徒指導主事への指導を行ってまいりました。11月に行った子どものアンケート調査や担任等が把握した結果を総合しますと、11件、小学生6件、中学生5件の児童生徒が、最近、いじめにより悩んでいることがわかりました。

なお、これらの11件のいじめに対する対応でございますが、既に各学校において事実を確認した上で、各事実に対応した形で指導をしております。加害児童生徒に対する指導及び学級・学校での全体指導等を行うとともに、被害児童生徒に対するケアを継続して実施をしております。また、保護者との連携も密にしながら取り組みを進めております。その結果、11件のうち8件が解消に向かっていると報告を受けております。取り組みの評価ということですが、いじめは巧妙であり、わかりにくいために、早期発見、早期対応が遅れるという課題がございます。今後、複数の教職員がもつ子どもの情報を集めて組織的に取り組んでいくと同時に、少しのいじめも見逃さないための教職員の感性を磨くこと、日頃から学級においてきめ細かな仲間づくりに取り組むことにより、いじめを生まない土壌づくりに努めていきたいと考えております。

なお、12月4日に、可部にあります広島県芸北教育事務所に、学校でのいじめを苦に12月の7日・8日のいずれかの日に学校で自殺するという差出人不明のはがきが届きました。学校は7日・8日には、朝・昼・夕方、校内を巡視するとともに、児童生徒の様子に変化がないか注視し、同様に保護者も注視していただくよう呼びかけるなどの緊急の取り組みを行いました。結果とすれば山県郡内、安芸高田市内の小中学校の児童生徒が自殺という不幸な事態はありませんでした。今後とも仲間づくりを通し、相手の立場に立って考えられる、心豊かな子どもの育成に向けて一層努力いたしますとともに、またいじめの早期発見、早期対応について指導の継続を進めてまいります。

以上でございます。

○松浦議長

以上で答弁を終わります。

加藤君、答弁漏れはありませんか。

再質問がありますか。

4番 加藤英伸君。

○加藤議員

税の徴収率を上げていこうというときにちょうど今年から住民税、国民保険税、それから介護保険料といったものが引き上げられるということになったわけですが、こういった状況も加わるということで、遅延納付が増えるのではないかという心配もあるわけです。収入未済が即滞納金になるわけではございませんが、行政コストに必要な大切な資金でありますので、なるべく期限内に納付していただけるように市民に理解していただくことが必要だと思うんですが、ただ広報とか

市が発行するいろんなチラシみたいなものがあるんですが、そういったものを利用して市民に納税意識言いますか、そういうことをちゃんとお願いするようなこともされた方がいいんじゃないかと思っております。

それから滞納金の整理のことなんですが、滞納者にとっても考慮されるべきことはあると思います。しかし、税金にしてもそれから貸付金、使用料、利用料、そういったものにしてもそれなりの根拠なり、約束があって、支払が伴わないということで滞納になっとなるわけなので、できる可能な限り回収してもらう必要があると思っております。それと滞納金の仕事ですけど、これは誰がやっても難しい、大変な仕事だと思います。一部の管理職や担当者に任せて一生懸命やれとはっぱをかけるだけではなかなか成果も上がりにくいと思いますし、滞納金の整理という仕事柄から担当者にもそれなりのストレスもたまるでしょうし、成果が上がらんと往々にして人間というのはマンネリ化していますか、そういうふうな方向に行きがちなのでそこらも考える必要があると思います。実は先日17年度の決算審査特別委員会におきまして、同僚議員から滞納金の整理は全職員が当たるぐらいの気持ちでやったらどうかというような提案もあったわけですが、それには内部のいろいろな事情があってできないということであったんですが、ただこれももうちょっと柔軟な考えで検討してみるという必要はあると思うんです。これはよその自治体であった例なんですが、市の幹部職員全員が年3回、滞納金整理強化月間を設け滞納整理に当たられたそうです。昼間はそれぞれ自分の仕事があるんで無理ですが、夜とか休日に電話するなり、訪問するなりして、滞納者をお願いしたと。滞納者にもそれなりの理由のある人もおられると思うんで、そこらも市の幹部の人がよく聞いてみるということも、また滞納者の人が間違っていればそれなりの回答をして理解してもらうということも必要になると思うんで、このことは本市としては検討されてみる必要があるかどうかということについてお聞きします。

○松浦議長

ただいまの再質問に答弁を求めます。

副市長 増元正信君。

○増元副市長

まず最初に広報等、もう少し市民の皆さんに知らせるべきではないかということでございまして、この点につきましてはもっと強化をしてやっていかなければならない、というふうに思います。市の広報、あるいはホームページ等も活用をしていけたらなあということは思っておりますが、さらに検討を強化をさせていただきたいと思っております。

現年分の徴収をやはりもう少し力を入れていきたいと思っております。現在税の方も130件等々の分納誓約の約束をしながらも期限が来てもいろんな理由の中で払えないというような実態も出てきておまして、やはり地道に差し押さえまでいくのか、その前に納めていただけるのかといったようなことをもう少し地道にやっていく必要がある

るのではないかなということを思います。また、確かに担当者の方は市民の皆さんとのやりとりの中で非常にストレスを感じながら、しかも使命を持って努力をしてくれております。滞納、差し押さえ等の実行も少しでも多くやっていこうということで、手一杯の中で努力をしてくれております。マンネリ化にならないように、また今後の組織のあり方等についてももう少し工夫をする必要があるのではなかろうかというふうに思っております。また、全職員による徴収、あるいは幹部も含めて取り組んでいくということにつきましても、決算委員会ではそのようなご回答申し上げたわけですけど、やはりもう少し発想の転換をいたしまして、やはり全組織を上げてやるんだと、本部をつくらただけではないんだということで、もう少し考えていきたいと思っております。強微月間につきましては、我が市も出納閉鎖の5月、あるいはお盆前の8月、また年末の12月、そして年度末を迎えます3月という4回の月間を設け、職員含めて臨戸訪問等も強化してやらせていただくという事はやっておりますけども、それにどのような職員が加わっていくのかといったようなことをもう少し研究をさせて今後の取り組みにさせていただきたいというふうに思っております。

以上です。

○松浦議長

以上で答弁を終わります。

再々質問ありますか。

4番 加藤英伸君。

○加藤議員

滞納整理につきましては一生懸命やっていただいとると思いますが、それは当然一生懸命やっていただかなきゃならんのですが、それと同時に成果がないとどうしようもないんで、本部とされましても戦略なり戦術をしっかりと考えて、これにあたっていただきたいと思っております。

それと佐藤教育長にお伺いいたします。小学校、中学校の年代の子どもというのは昔からちょっとしたケンカとかいじめというのはあったと思うし、ずっと現代でもそういうことは起こり得ることだと思っております。学校現場の先生に対しては感性を磨くようにというご指導をされているようでございますが、先生方にもこういったことに出くわしたときに慌てたり、判断を間違ったりというようなことのないように基本的なマニュアル的なものですね、そういったものが必要ではないかと思うんですが、その辺どのようにお考えになつとるかお聞きいたします。

○松浦議長

再々質問の答弁を求めます。

教育長 佐藤勝君。

○佐藤教育長

それでは、いじめはよく言われるんですが、昔からあったということで、なぜ今頃いじめということで子どもたちが、みずからの命を絶つたろうかという話がよくございます。現実には簡単に言えば最近の子どもは失敗経験とか大体小さいときから自分が思ったように生きら

れるという生活をしておるのではないかなと思うんです。そういう中で失敗経験とかその時どうクリアしていくかということを見ずから経験をしていないものですから、いじめがあったときにすぐ世をはかなむということがあるだろうと思います。もう一つは、昔はいじめがありましたら誰かが中に入ってもうやめなさいと言う者がおったと思うんですが、最近はそういうことを言った者が今度は逆にいじめに遭うというような状況がございまして、そのいじめの問題の解決については非常に難しいものがあるというのが事実でございまして。

それでどのようにすればいじめの実態がわかるんかということでございまして、県内のいろんないじめの問題についての実態調査をしたデータがございまして。それについて申し上げますと、いじめ発見のきっかけは小学校を例で申し上げますと、一番は被害、児童・生徒がいじめにあったということを先生に訴えて出ているのが一番多くございまして。小学校が22.1%で中学校が35.3%、高等学校が38.6%、トータルで言いましたら32.6%といういじめの中でそういうふうなデータが出ております。さらに小学校で多いのが保護者でございまして47.7%、中学校が29.4%、高等学校が21.1%、合計で32.6%。小学校の子どもで言えば、一番いじめの発見のきっかけとなるのは保護者の方からの通報でわかるというのが一番多い。中学校は被害を受けた児童生徒が申し出て発見ができるというのが一番多いと。高等学校も被害を受けたいじめを受けた子どもの方から訴えるのが多いと。やはり発達段階によって多少の違いがありますが、大きなものと言えれば保護者、被害児童生徒から、あるいは担任教師の発見という順番になります。

どのようなことについて気をつければいいのかということで、いじめ発見のチェックリストというものを研修の場には配っております。一つの例を申し上げます。学校を休む、遅刻・早退をする、ぎりぎりに登校してさっと下校する。浮かぬ顔、泣いたりしていつもと様子が違う。洋服が破れたり、ボタンが取れたりして汚れたりする。そういうような一つの例を申し上げますと、そういう事例を挙げながら、子どもについてしっかり見て下さいということをお願いしとるわけでありまして。ただ、学校だけでいじめを発見するというよりも先ほども発見のきっかけのことで申し上げましたが、保護者の方からの通報も小学校の方が多いということもございまして。今、早寝・早起き・朝ご飯ということを国全体で運動を進めております。やはり一日のうちに一回は、何らかの形で子どもと保護者が一緒に生活する時間をとっていただいて、その中で子どもの変化に気がついていただいて、早期に学校の方と連絡し、学校がわかったならば保護者の力も借りながら、あるいは地域の皆さんの力も借りながら解決をして進めていくということについてこれからも一同取り組んでまいりたいと思います。今申し上げたことは校長会、あるいは教頭会、あるいは学校の生徒指導担当者

の声は、るる説明しておるところでございます。

以上でございます。

○松浦議長

以上で、加藤英伸君の質問を終わります。

続いて、通告がありますので発言を許します。

8番 赤川三郎君。

○赤川議員

議長。8番。

○松浦議長

はい。

○赤川議員

8番、新政会、赤川三郎でございます。さきに通告しております大規模対策における、防災対策ということで2点について市長のお考えをお尋ねいたします。

本年9月16日夕から17日未明にかけて九州及び中国地方において台風13号の影響で大雨となり、大きな被害を残し去ったものでございます。安芸高田市内各地におきましても、今まで経験したことのない豪雨に見舞われ、また当日は深夜にかけての大雨で山崩れに伴う民家の崩壊、また河川の増水により民家及び農地などへの浸水で大きな被害を受けました。被害をお受けになられた方に心からお見舞いを申し上げたいと思います。

さて1点目の質問で、一斉急報システム施策の構築についてお伺いいたします。大雨洪水警報発令中市の対策本部から自主避難や避難勧告の指示が発令されました。一刻の時間も惜しむ災害時でございます。取り組みは深夜にわたり大変ご努力をいただき、大惨事は免れたような部分もあるわけでございます。しかし、一部の地域におきまして情報伝達に問題があったと思います。情報が地域住民に迅速かつ的確に伝わったのでしょうか。情報伝達の遅れで一命を失う危険性を含んでおります。今後いつ発生するか分からない自然災害から市民の生命や財産を守るために、一日も早く安芸高田市内全域に一斉に情報伝達ができる一斉急報システム施設の構築が急務であります。この件につきましてはこれまでも再三お伺いをしておりますが、市長のお考えをお尋ねいたします。

2点目の質問で、江の川水系排水樋門管理についてお伺いします。豪雨により河川の水量が増す状況、また堤防内の水量が増す状況といろいろあるわけでございます。樋門捜査員が堤防内の水量を排水調整することによって、災害を防止、被害を最小限に抑えることができます。しかし、このたびの豪雨に対しては堤防内の水量を排除する樋門捜査に一部調整ができず、多くの民家や農地等が浸水し被害が出ておるのが事実であります。樋門管理につきましては、国土交通省管理樋門が61カ所、県管理樋門が8カ所、また占有許可をいただいている樋門等々があるわけでございます。この樋門によっては管理を樋門操作員として地元関係者に委託されているところがございます。今回の豪雨に対する現状を踏まえた時、樋門操作員への情報伝達や資質向上が災害防止につながります。国土交通省など多くの樋門管理者について

研修会など含めた取り組みが必要であると考えますが、市長のお考えをお尋ねいたします。

○松浦議長 ただいまの赤川三郎君の質問に対し、答弁を求めます。

市長 児玉更太郎君。

○児玉市長 はい、議長。

○松浦議長 はい。

○児玉市長 赤川議員さんの大規模災害に対する防災対策をどのように考えておるかというご質問でございます。大規模災害に対する防災対策についての一斉急報システム施設構築のお尋ねでございますが、9月16日17日未明にかけての台風13号関連の豪雨は、1時間雨量が20ミリから55ミリと6時間連続の集中豪雨となり、八千代町、吉田町及び甲田町を中心に内水の氾濫、中小河川による洪水、土砂災害が発生いたしました。このような状況下で、災害対策本部及び各支部では、早目の避難の呼びかけとして、気象情報や河川水位情報を含む内容で自主避難の放送を行いました。また、吉田町が多治比川護岸決壊危険の発生により、危険地区に対し有線放送により避難勧告を行いました。が、該当地区の有線加入率が低いため、消防団員の協力を得て、消防団車両による広報による避難体制を合わせて行っていただきました。当面は、現在の有線放送と車両等による避難呼びかけとともに、自主防災会、自治会及び地域振興会等による避難伝達もお願いしたいと考えております。現在の有線放送にかわる防災行政無線の設置に関しましては、今後のデジタル通信システムによる構築と八千代、向原の防災行政無線とのデジタル機器や周波数の統一と多額の費用を要します。現段階では、再整備の計画を市の長期計画に盛り込み総合的に検討して行く方針でございます。

次に、江の川水系排水樋門管理についてのご質問でございます。先ほどのご質問でもお答えしましたが、今回の雨はこれまでにない大雨で国土交通省によりますと、300年に1度降るかどうかの確率の豪雨であったと聞いております。このため市内の吉田・八千代・甲田を中心に家屋の浸水や土砂崩れによる家屋倒壊まで発生し、これまでにない大きな被害が発生をいたしました。また、議員ご指摘のように内水排除の樋門操作が十分できず、一部の地域で住宅等の浸水が発生いたしました。樋門の管理につきましては、それぞれ地域の樋門操作員さんに委託し、河川の水位の状況によって、樋門操作をしていただいているところでありますが、今回の豪雨が予想を超えたもので、しかも急激に本線が増水し、深夜であり大変厳しい危険の中で操作を行っていただいたわけでございます。

操作につきましては、それぞれの現場の状況にあわせて行っていただいているところでございますが、今回のような異常気象とも言える集中豪雨は、これまでの経験が活用できないことも多くあったのではないかとということで、国土交通省三次河川国道事務所とも協議をいた

しまして、去る11月14日に合同で樋門操作員の方の研修会を実施したところでございます。

今回の状況を踏まえ、今後におきましても樋門管理に一層万全を期するため、三次河川国道事務所の指導と連携のもと、現地研修会を含め研修を実施していきたいと考えております。

なお、江の川本川の許可工作物として排水樋門が4カ所あります。ほ場整備等の関連で設置されたもので地元管理でお願いしている現状でございます。今後とも引き続きよろしくお願いをいたしたいと思えますし、今回の大災害を契機に本線が溢れて、いわゆる内水が氾濫したと、こういう余り経験のしたことのない被害がおきて、国道54号線も述べ8時間にわたって通行止めを来したと、こういう状況でありまして、特に本線の江の川本水の浚渫、拡幅、低地型の排水ポンプの設置、そういうものを今国土交通省の方へ市といたしまして、強力に要望しておるところでございます。

○松浦議長

以上で答弁を終わります。

赤川君答弁漏れはありませんか。

○赤川議員

議長、なし。

○松浦議長

以上で答弁を終わります。

再質問がありますか。

○赤川議員

議長。

○松浦議長

8番 赤川三郎君。

○赤川議員

ただいまご答弁をいただいたわけですが、この防災無線施策については今までも再三お伺いをしておりまして、今回もまたやるんかい、防災の赤川じゃのと今まで聞き及んだわけですが、災害というのはいつどのような形であらわれるかわからないのが災害でございます。特に例を挙げて言いますと、今年度江の川水系におきましては、本当に決壊寸前の箇所が数カ所あったわけでございます。それには行政上げて努力をされて、防止に努められたわけでありまして、そんなことを思うときにやはり先ほど市長の答弁にもございましたように、旧吉田町の多治比川下流高樋の地域でございますけど、あそこの堤防が決壊したら、誰もが想像されるように大惨事になっていたに違いないということでございます。そういった形の中で、今回消防団あるいは消防署上げて広報ということでございますが、市長が言われましたように農協の有線放送につきましては、防災、防犯に使われておるわけでございますが、吉田、甲田、高宮、美土里の4町の中でも吉田町が加入率が一番低い44.7%の加入率でございます。また、甲田町につきましては73%の加入率ということでございますが、旧吉田町でも少ない中で、また一番少ない旧吉田町がそのような事態に見舞われたということでございます。そこで今まで一斉急報システムということをしてきたわけでございますけど、例えば消防署には火災のサイレンはあっても水防のサイレンはないんだということでございますが、

そういった密集している地域については防災野外のサイレン、あるいはスピーカーの設置をいただきたいというように思うわけですが、この件について再度ご答弁いただきたいと思ひます。

次に樋門管理でございますけれども、樋門管理につきましてはこの安芸高田市内で江の川水系に伴う樋門は70数カ所あるかというように思ひます。この樋門管理につきましては先ほど言ひましたように地元の関係者に操作員として委託をされておるわけですが、先ほど答弁の中に今回はこういった研修会をやったということでございますけれども、ここで1件数字でお伺ひしますが、この地元管理の樋門を合わせて何門樋門があるのか。また11月14日に行われしました合同研修会で何人出席されてどのようなことをされたのか、ひとつお伺ひしたいと思ひますし、同時にこの樋門操作員につきましても定年も何もないわけで、大変高齢化されまして、本当に昼でも危険なをましてや樋門操作というのは豪雨時期、あるいはまた夜間にかかわらずに操作していただくわけでございますので、高齢者の方には大変危険性もあろうかというように思ひます。同時に先ほどの答弁の中にもありましたように、本線4カ所の地元管理という樋門があるわけですが、それらも今までかつて研修会というのはないわけなんですね。やはり安心、安全は市民等しくやってほしいというように思ひうときに樋門管理者につきましても、合同研修会を望むところでございます。そういった面も合わせて答弁をいただきたいと思ひます。

○松浦議長

以上、再質問の答弁を求めます。

市長 児玉更太郎君。

○児玉市長

また後ほどそれぞれ担当の部長の方から、もうちょっと詳細にお答えしたいと思ひますが、防災の徹底ということについてはご指摘のように旧2町で防災無線、それからあとは有線ということでございまして、今後これをどのようにしていくかというのは大きな課題でございます。今度改修する時には現在ある2町の防災も改修をしていく必要があるかと、こういうようなことでございまして、合わせてあとの4町に有線に変わるもの、防災無線をひくかという問題もあるわけですが、莫大な費用がかかるという問題がありますので、今後十分検討していくように今検討中でございます。吉田町内の地元の緊急の通報体制等について、またあるいは樋門の状況については、それぞれ担当部長の方からお答えをしていきたいと思ひます。

○松浦議長

ただいまの再質問に続いて説明を求めます。

建設部長 金岡英雄君。

○金岡建設部長

ただいまの再質問についてお答えさせていただきます。

まず樋門の箇所数ですが、議員さんからの質問にもございましたように、いわゆる国の管理する樋門が61カ所、県が8カ所、あといわゆるほ場整備等でやられたのが4カ所というように把握をしております。それでそれにつきましては、いわゆる国土交通省、あるいは県の

方から市に管理委託をされて、それに基づいて地元の操作員さんに委託をさせていただいて、基本的には特に江の川水系につきましては国の方の三次河川国道事務所からそれぞれ指示等があったり、直接あったり、市にあったりということで、それに基づいて管理させていただいたのが現状であります。また、11月4日の樋門操作、これは特に国土交通省でございますので、61カ所の操作員さん、正副の方にご案内をさせていただきました。箇所と言いますと41人の参加をいただいたということでございます。内容といたしましては既に災害等の発生した後でございますので、今回の災害の気象状況とかいろんな現状を踏まえて、今後どういう対応をすべきかという内容で国土交通省と広島气象台の方で来ていただきまして、今回の分析また、過去の状況等について話をさせていただきました。全体に基づきまして先ほど市長の方からもご答弁させていただきましたが、来年の雨季に向けては早めに技術操作を、それぞれ経験を積まれた方が多くおられるんですが、そういう状況の中で再度江の川の水位と内水排除の問題等について研修をしたいということで、国の方からも言っておられます。そういう中で先ほどございましたように、いわゆるほ場整備等でもやっておられるものにつきましても、担当部長とも協議をしているんですが、合同で、やはり同じ水系であるんで、合同で研修会をやっていこうということで少し発生後の対応ということになります。そういう取り組みをさせていただきたいと考えております。

以上であります。

○松浦議長

引き続き答弁を求めます。

総務部長 新川文雄君。

○新川総務部長

密集地におきますサイレン、またスピーカー等の情報伝達の関係でございます。ご承知いただきますように今回の集中豪雨につきましては、我々も経験のしたことない状況でございました。確かにご指摘いただきますように多治比川の護岸の決壊危険の発生によりまして、初めて川向また、高樋地区104世帯であったろうと思っておりますけど、避難勧告を行いました、ご指摘いただいておりますように当地域におきましては有線放送の加入率が非常に低いということで、まず囑託員さんにその当時連絡をさせていただき、川向、高樋地区の、それと同時に有線放送、また消防団の皆さんのご協力を得てその2地区に対して避難の勧告をさせていただいた状況でございます。先ほどから市長の方からいろいろこうした無線の整備につきましてはご説明ございましたように、今後こうした全体事業を見る場合に、非常に財政的な面も考慮しながら全体の計画の中にある程度はめていかなければならないのではなかろうかと考えております。当面、現在のそうした団員の皆さんのご協力、また有線放送、また今後におきましてはサイレン等鳴らすにしましても、何でサイレンを鳴らすのかというような状況の把握がなかったら鳴らす意味がないと思っておりますので、当然このたびの災

害を契機にある程度皆さんのところに、今回も吉田地域の振興会の方にはご連絡させていただいておりますけども、自主防災組織のあり方とか、やはりそういう地域からの体制をつくり上げる必要があるのではなかろうかと思っております。

それともう一点、放流するときにはダムの方から放送をいたします。確かに放送を利用するというのも大事でございますので、土師ダムの事務所との方は市といたしましては連携をとるということで確認をいたしております。今後はそういう実施までにおきましては、達した面のそうした地域の皆さんのご協力を得ながら対応させていただきたいと思っております。

よろしく願いいたします。

○松浦議長

以上で答弁を終わります。

再々質問ありますか。

○赤川議員

議長。

○松浦議長

8番 赤川三郎君。

○赤川議員

今の防災無線のことにつきましては、過去にもいろいろと答弁をいただいたわけでございますけど、検討するというところでございまして、ある総務常任委員会では、吉田、甲田、高宮、美土里を整備すると23億ぐらいかかるということ聞き及んでおります。莫大な金額でございます。そうでなくしても、身近なところでできるそういった市民にわかりやすいものを設置することも必要だろうというように思うわけでございますが、同時に私も消防団を長くやらさせていただいた関係で、やはり地域あるいは安芸高田市全域かもわかりませんが、防災意識が薄いということとも言えると思うんですね。特に今まで大きな災害がなかったということもありますので、これから防災組織とか、あるいは防災スピーカー、サイレン等についてやはり防災意識の高揚を図っていくことも必要ではないかと考えます。ぜひともこの防災スピーカーなりサイレンの整備をお願いしたいところでございます。

また、もう1件の樋門操作のことでございますけれども、一応今答弁いただきましたように、61カ所の内に43カ所出席をされたということで、非常に参加率も悪い中での研修ということでございますが、これも過去にはあまり大きな被害がなかったという防災意識の欠落かもわかりませんが、これは本当に必要なことでございますので、同時にいい答弁もいただいたわけでございます。地元管理ということについては全く今までそんな話もなかったわけですが、今後合同で研修会をとることについての答弁、本当にありがとうございました。

また、排水についてでございますが、どうしても樋門排水の操作だけではどうにもならない地域があるわけですね。やはり強制排水装置も必要になってこようというように思いますが、そこら当たりのご答弁をいただいて、私の質問は終わります。

○松浦議長

ただいまの再々質問に答弁を求めます。

市長 児玉更太郎君。

○児玉市長

ご指摘のように、今回の9月の大雨というのは本当に予想しない雨が降ったということもございまして、特に窓口の担当、支所等については大混乱の中で本当に職員が辛苦をして対応してくれたというように思うわけでございます。やはり今回のような各地でそういう災害が一気に起こるといことになりますと、なかなか市としての全域の対応も難しいですし、それぞれの小場小場で消防団の皆さんにも本当にお世話になったわけでございますし、最後はやっぱり隣近所ということでございますので、そういう自治組織についても今後検討していく必要があると、組織づくりですね、いうように考えております。

樋門の問題とそれから内水面の排除の問題については、これは共通の問題がございまして、いくら樋門の操作をしても、もう本線が水位が上がったらどうもならんという問題でございますので、現在固定式な排水と、それともう一つは各河川でかなり土が堆積をしておると、こういう問題がございまして、この堆積土の除去とそれからまだ予定しておった河川の拡幅ができておらない地域もございまして。そういうことでそこらを重点的に今、国土交通省と協議をしておるところでございます。

○松浦議長

以上で、赤川三郎君の質問を終わります。

この際、14時15分まで休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午後 2時 5分 休憩

午後 2時15分 再開

~~~~~○~~~~~

○松浦議長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

続いて、通告がありますので発言を許します。

13番 金行哲昭君。

○金行議員

はい。私は政友会の金行哲昭です。通告どおり3点質問させていただきます。安芸高田市の総合計画、企業誘致、自然災害について3点でございます。

まず初めに、安芸高田市総合計画でございますが、新市計画との整合を図りつつ安芸高田市の今後の発展の方向、策の展開の方向を明らかにしたもので、本市において行財政運営は総合的かつ計画的に進めていく安芸高田市総合計画でございます。平成17年度より平成26年の10年間としてこの総合計画が出ております。それがこの本にびっしり書いてございます。この安芸高田市総合計画ですが、本市の将来像、その実現に向けた計画であり、その計画どおり実施が進んでいるのか、我々市民と一緒にチェックする義務があり、また一緒に遂行する義務もございまして。そこで財政が非常に大変なときでございますが、多くの市民の方のニーズに対応するためにも、適切な進行の管理が必要だと思います。そこでその進行の管理について総合計画のプラン

の実施計画及び進捗状況の把握を年々していかなければいけないと思いますが、そこらの把握はどう考えておるか市長にお聞きします。それがまず1点でございます。

2点目でございますが、これもやっぱり総合計画の一つでございます企業誘致でございます。企業誘致は今財政が厳しくございますので、今さら企業誘致に錢使わなくてもいいじゃないかというご意見も私市民の方と話してございますが、今だから、厳しいだからこういうことを考えながらやっていかなければならないんじゃないかと市長に問い正すものでございます。過疎化、高齢化を進行する中で若者が地元で定住し、結びつけるためにも企業誘致の推進が必要ではないでしょうか。それにはその状況設定として、企業立地制度を考えたらいいと私は提案するものでございます。そこらをどう思われておるかお聞きします。

3点目でございますが、3点目は自然災害でございます。自然災害は今回の我々仲間が今も仲間が質問された災害、後からでも3人くらいされますが、これは非常に安芸高田市の防災、災害について感心がなくてはなし、やっていかなければいけないことだと思います。最近の気象状況の変化により災害が突如起きてきます。消防団や行政マンではいろいろなことには手が届かないこともございます。また、災害現場に行けない状況とか、情報の不備であるとか、食料の提供方法などいろいろあって、すぐ地元と個人が必要になってくるんじゃないでしょうか。そこで私は地域防災組織が直ちに必要だと思うんです。さきの防災計画やいろんな計画が出ておりますが、計画倒れで終わらずに、早急に地域防災を立ち上げなくてはならないんではと思います。実は我々政友会は神戸の地震がありました。そういうことで災害について研修に行って参りました。その災害を受けられた方、またそこで助かった方のお話を聞いてみますと、やはり災害は個人と地域がかち合わなくちゃ解決ができないということ、その人たちから聞いて参りました。そこで早急に地域組織が必要だと私は痛感しておる次第でございます。その点市長どう考えておられますか。その考えを聞きたいと思います。

○松浦議長

ただいまの金行議員の質問に対し答弁を求めます。

市長 児玉更太郎君。

○児玉市長

議長。

○松浦議長

はい。

○児玉市長

金行議員さん安芸高田市の総合計画についてと、こういうご質問でございます。現在、前期5年間に実施する事業を精査いたしまして、第1回目の財政推計を実施したところでございます。その結果によりますと、毎年5億円から8億円の一般財源が不足するという結果になっております。この間の投資的経費は、毎年20億円から30億円を見込んで計画をしておりますが、これに必要な一般財源は、2億円前

後になっております。この数字を見ても、投資的事業を全く実施しないで、安芸高田市の予算を経常経費だけにしても、毎年3億円から6億円の財源が不足が生じ、基金を取り崩しても2・3年しかもたないことを意味しております。つまり、何もしないでも実質収支が赤字になることを意味しており、財源不足は、構造的な問題として深刻になってきておるわけでございます。したがって、今後投資的事業をさらに精査するとともに、義務的経費にも切り込み、その結果をもとに財政推計を実施いたしまして、実効性のある実施計画と財政計画に仕上げていきたいと考えております。

次に、企業誘致にかかります助成制度についてのお尋ねでございます。現在、市内の工業団地内に1カ所の空き工場がございます。この解消については、藤川副市長を中心に担当部が広島県企業立地推進室とも連携をとりながら、鋭意努力をしているところでございます。また、工業団地以外の地域につきましても、企業誘致の推進を図ることは、雇用機会の確保、定住対策等重要な課題になってくるわけでございます。そのための、企業立地助成制度を現在それぞれ副市長、担当部で今研究をしておるところで、まだ正式な案はできておりませんが、考え方について後ほどご答弁をしていきたいと、このように考えておりまして、できるだけ早く19年度からはこのような優遇制度も考えていかないとなかなか企業誘致が前に進まない、というような状況でございます。

それから自然災害についてのご質問でございますが、全国各地で発生していました集中豪雨による川の氾濫による浸水や、土砂災害による家屋の倒壊・流失が当市でも9月の台風関連の集中豪雨により発生をいたしました。このような状況では、早目の避難体制の確立が第一と考えております。ご意見をいただいておりますように、安全な避難場所への移動を自助、共助の立場から自主防災会や振興会単位での避難体制の確立をお願いしたいと思います。自主防災組織の設立は危険地域及び被災地域については特に緊急の課題であります。まずは、地域での話し合いによりまして危険箇所の把握や避難経路、避難場所などを含めた地域防災マップの作成により、災害時の連絡体制、避難体制を含む日頃からの防災体制を地域から確立していただきたいと思っております。市内でも向原駅周辺の坂振興会では、以前からこの地域で防災訓練をしておられまして、年に1度はそういう訓練をしながら炊き出しまでしながら、かなり大規模な訓練をしておられます。そういう実態が市内にもあるわけでございますので、どうしても近い範囲内の防災組織を立ち上げていく必要があると、このように考えておるところでございます。

○松浦議長

引き続き答弁を求めます。

産業振興部長 清水盤君。

○清水産業振興部長

それでは2番目のご質問の企業誘致の制度についての補足の答弁を

させていただきます。

現在、先ほど市長の方から答弁をいたしておりますように、具体的な検討に入らせていただいております。内容的には県内の各市町の状況を資料収集しながら、その中で安芸高田市の助成内容の検討を行っております。内容的には企業等立地奨励金という一つの項目がございます。これは固定資産税相当額を5年間奨励金として交付する内容でございます。それから雇用奨励金といたしまして、これは市内在住者の雇用につき、1人当たり定額の助成を1回限り交付するという内容でございます。また、施設整備奨励金、これは設備投資の5%を1回限りで交付するという内容でございます。さらに土地取得奨励金といたしまして、一定規模以上の取得に対して土地代金の購入価格に対する5%以内の奨励金を交付するという、現在この4項目について、具体的な検討に入っております。あと具体的な数字、金額等につきまして現在事務レベルで検討させていただいております。できるだけ早い時期にこの内容で適用ができるよう、関係条例等の整備に取りかかってまいりたいと思います。

以上でございます。

○松浦議長

金行君、答弁漏れはありませんか。

以上で答弁を終わります。

再質問はありますか。

○金行議員

はい。

○松浦議長

13番 金行哲昭君。

○金行議員

総合計画でございますが、総合計画は着実に実施計画に進んでいくということですが、計画倒れでもいいけんし、計画したから無理して進めていかにゃいけんというものでもございませぬ。やっぱり市民の意見を聞きながら、評価を受けながら、だが市民の言われるとおりに物はできんということですが、そこらを整合性を踏まえながら見直しはするところはし、強引にいくところはいく、そういう指導力が必要だと市長、思うんですよ。そこらを1点。その意気込みを。

2点目の企業誘致でございます。なかなか具体的に出とるじゃありませんか。これは感心なことです。早急に市長が言われたように19年度早々に、早くまとめてやる必要があると思います。その意気込みを。やる、やらない、19年度中に出す。

それと自然災害でございますが、これはいろいろ同僚議員が出ますから深くは言いませんが、この地域防災、非常に必要だと思いますよ。これはすぐにこの計画、防災計画ちゃんと出ておりますね。これだけじゃなしに、実際に今市長が言われた向原は実際に動いております。そこら十分担当課、担当部は聞き取りなどして実際につくってやっていく必要があると思いますが、その意気込みを3点お聞きします。

○松浦議長

ただいまの再質問について答弁を求めます。

市長 児玉更太郎君。

○児玉市長

企業誘致につきましては、合併前はそれぞれの町でいろんな施策をとっておられたわけですが、合併後統一したものがなかったと、こういうことで今までの経過等も踏まえながら先ほど部長が申し上げましたような点について、今後具体的に19年度にかけてご相談をしていきたいと、このように考えておるところでございます。

それから総合計画の問題でございますが、先ほど答弁いたしましたように財政を見ながらやはり優先順位を決めていく必要があると、今後そのように考えておるわけでございます。

それから自然災害に対応する地域の組織でございますが、これはやはりどうしても早く組織をつくっていく。実際にはなかなかできるところとできんところが出てくると思います。地域の状況によって。できるところからそういうのをやっていると、もちろんこれは地域の消防団ともいろいろ協議をしながらやらせてもらわなきゃいけない問題であると思いますので、ただ隣近所だけでつくったけえこういうわけにもいかないというところがございますので、できるだけ関係組織と協議しながらできるところからやっていきたいと、このように考えております。

○松浦議長

以上で答弁を終わります。

再々質問がありますか。

○金行議員

はい。

○松浦議長

13番 金行哲昭君。

○金行議員

総合計画は財政と考える。それはそうですね。今日の質問、明日も質問これも総合計画の中身ですからね。総合計画の中に皆さんが問うているわけですし、そこらも精査し、やってもらやあいいと思います、よく考え。その割にやっぱり私言ったように市民の意見を聞きながら、ヒアリングしながらやってもらいたいと思うんです。企業誘致でございますが、全体のものを考えてやられるということですから、これは市長、企業立地制度はやるということで私理解してもいいわけですよ。それを後また答えて下さい。

それと自然災害の分はそりゃ一遍にできんと思います。できるところでいいですよ。できるところだけ早くやって、もう一つ提案としましたら、防災対策基金など、考えたらあるいうたら、市民と行政が一つになってその基金等々を考えるとそのときに何かあったら使えるということもありますので、それも含めてできるところは早くやるんじやけ、早くいうのも総合的に考えてやってもらいたい。その2点を再度でございますが、答弁を聞いて私の質問終わります。

○松浦議長

ただいまの再々質問に答弁を求めます。

市長 児玉更太郎君。

○児玉市長

企業誘致の誘導施策でございますが、これについては19年度から実施できるように段取りを組んでいきたいと、このように考えております。それから防災の問題についてはいろいろな地域がありますので

難しい問題もありますが、防災基金という問題については初めてお聞きをしましたので、これは検討させていただきたいと思いますが、組織そのものはできるところから、先ほど申し上げましたように、先進地がございますので、市内にも、やっていきたいと思っております。

○松浦議長

以上で、金行哲昭君の質問を終わります。

続いて通告がありますので、発言を許します。

18番 玉川祐光君。

○玉川議員

18番、新政会の玉川でございます。さきの通告に基づいて質問をさせていただきたいと思っております。

地域高規格道路東広島・高田間の道路が当市にもたらす効果についてお伺いいたします。この路線の向原～吉田間は合併促進道路という位置づけで平成17年3月に整備路線となり、対策室を中心として、現在現地の測量が進んでいる状況下であります。この道路のもたらす効果は漠然と、主要な拠点施設などへの時間の短縮、走行便益、周辺道路網の混雑解消、災害時の代替道路の確保、等々の直接的な効果、また地域集積圏の形勢、観光などの地域活性化の促進、産業の振興、公共交通機関の連携と間接的な効果が示されていますが、今ひとつ具体的な効果が見えません。大多数の市民の方々は早期完成を願っておられますが、市長も関係部署に陳情等を重ねて努力等していただいておりますが、この道路の建設で土地・建物等が直接関係される方や、至近距離内に居住される方などは具体的な安芸高田市の将来像をどのように見通されているか確認し、判断の基礎としたいと望んでおられます。この道路の完成が安芸高田市民の暮らしにどのような効果をもたらす、定住要件の向上に結びつくか、具体的な展望をお伺いいたします。

○松浦議長

ただいまの玉川議員の質問に対し答弁を求めます。

市長 児玉更太郎君。

○児玉市長

玉川議員さんからの地域高規格道路、東広島高田道路が当市にもたらす効果についてというご質問でございます。

地域高規格道路東広島高田道路が当市にもたらす効果というお尋ねでございますが、東広島高田道路は、広島県でも中国横断自動車道尾道松江線、東広島呉自動車道とともに県内の戦略的道路として重要路線として位置づけられております。特に向原吉田道路につきましては、合併支援道路として位置づけられており、昨年3月に整備区間の指定を受け、事業着手となり、現在、広島県において測量・設計を行っているところでございます。

安芸高田市総合計画の中の将来像を示す3つの指標の一つに交流・連携を通じて、創造性と活力を創出するまちの実現を目指すというのがございます。まさに東広島高田道路の建設は、東広島市を中心とする臨空都市圏と産官学にわたる様々な分野での交流やつながりが強まることが見込まれるところでございます。向原吉田間を結ぶ主要地方

道吉田豊栄線の現状を見てみますと、急カーブなどの線形不良区間が連続し、積雪時には、急勾配でスリップにより立ち往生する車が多発し、非常に危険な状況にあるわけでごさいます。そこで、当路線の整備区間延長が、長さが現在吉田向原間4.5キロメートル、うちトンネル延長が約2キロメートルでごさいます。このような危険箇所の解消はもちろんのこと、長年の懸案課題でありました、主要地方道広島三次線の戸島の捻橋付近の交通危険箇所の整備とともに、戸島川の改修も計画されており、地域の一体的な環境の整備につながるものと考えております。これに伴いまして、広島市、東広島市方面からの安全な玄関口としての役割が高まることが期待をされております。吉田町側におきましては、現在の吉田豊栄線からの大型車輛の通行による市街地の渋滞や混雑の解消に伴い、歩行者の安全性の確保にもつながるものと考えております。

また、東広島高田道路の整備効果を示す費用対効果指標のうち、移動時間の短縮便益の側面から見ると、安芸高田市から広島空港まで、並びに中国縦貫自動車道から東広島までそれぞれ約29分短縮され、所要時間が中国縦貫道から約50分で空港へ到達可能な見込みであります。こうした交通利便性を有効に活用することによりまして、東広島圏域への通勤、通学も十分可能となり、田園都市としての人口流入の受け皿、企業誘致の促進、地域雇用の場の確保などの地域振興及び消防、救急業務等での移動時間の短縮による安全なまちづくりの推進、あるいは観光周遊ルートの形成等地域活性化の促進等など、人輝く・安芸高田の夢のあるまちづくりの一翼をこの道路は担ってくれるものと確信をしておる次第でごさいます。

今後の事業展開としましては、今年度中に、設計を終えて地元説明会を開き、さらに用地調整等も図ってまいりたいというように考えておるところでごさいます。具体的な用地調整等のことにつきましては、後ほど担当部長から説明していきたいと思っております。

○松浦議長

引き続き答弁を求めます。

建設部長 金岡英雄君。

○金岡建設部長

それでは現在の吉田側、向原側の測量等の状況についてご説明をさせていただきます。

現在吉田側につきましては、詳細設計、あるいは地質調査等が済んでおりまして、1月の中旬に地元への説明会を開催させていただきたいということで、県と今協議をさせていただいております。それによりまして、地元の方のご了解をいただきましたら、用地測量、あるいは物件調査等へ引き続きかからせていただきたいと思いますという状況にごさいます。

それから向原側でごさいますが、現在溪流調査等含めて、少しまだ調査が残っております。これらにつきましても早急に仕上げ、少し吉田側よりは遅れますが、3月中旬までには地元説明を行うということ

で、今県の方にもなるべく早くできるようにということで、要請をさせていただいております。それに基づきまして、用地等の調査につきましては19年度で実施をさせていただきたいというような考えを持っております。

以上でございます。

○松浦議長

以上で答弁を終わります。

再質問がありますか。

○玉川議員

はい。

○松浦議長

18番 玉川祐光君。

○玉川議員

今いろいろと説明をいただきましたが、再質問というよりも要望を含めてお伺いさせていただきたいと思います。

1点は、こういう工事でございますので当然かなりの時間を要することは十分理解するわけですが、これは私自身もこの道路を活用するところまで生きておるわけにはいかないと思います。それだけに次世代に対する贈り物の指針として、今お話しがありましたような要点を暮らしの面、安全の面、福祉の面、健康の面、医療の面、それから産業、雇用、定住につながる問題、教育の問題、学習の問題、こういういろいろな細かい項目について専門家の知恵を知識をお借りしながら、総合計画もさることながら、この道路がもたらす今世紀後半にもたらす指針をある程度まとめたものをつくってもらえないだろうか、考えるものでございます。その点が1点と。

もう1点。先ほどの答弁の中で教育の問題が若干触れられる部分が少なかったような感じがしますので、答弁を求めるということで教育長の方にお願いはしておりませんでした。現時点で教育長のお考えで安芸高田市に居住する者の教育、学習の面でどういう効果が考えられるか、その点を答弁いただければ幸いです。

以上、2点お願いいたします。

○松浦議長

ただいまの再質問に答弁を求めます。

市長 児玉更太郎君。

○児玉市長

地域高規格道路は山陽自動車道と中国縦貫自動車道を結ぶ計画でございます。これが全線開通というのはかなり時間がかかると思いますが、しかし、吉田・向原間につきましては既に来年度から用地買収に入れる見通しも立っておりますので、そういたしますと、まず、この江の川を渡って向原に行く2キロのトンネルから着手するというところでございますので、トンネルへとりついたら一気に債務負担を起こして工事をしますんで、これが開通をすれば吉田54号ととりあえず向原の正力とはつながるということでございますので、すぐ正力で、あそこへインターをつけますので、正力のインターで降りたらすぐ真っすぐ行ったら1キロ行かん間に向原の県道に出られると、こういうことでございますので、向原・吉田間は案外早く、私は実現するのではなかろうかと、このように考えておりまして、やはり夢は東広島への

学校もありますし、工場もあるということで、そちらへ向けて合併の夢をつないでいくということで我々は考えております。

○松浦議長

引き続き答弁を求めます。

教育長 佐藤勝君。

○佐藤教育長

高規格道路ができるということで、高齢者大学の時にも話したことがあるんですが、すぐにはできんかもわからんけど、今まで広大というところ、広島県では国立の大学の一番大きな大学でございますけど、そこの今まではほとんど皆家から通うということができませんので、東広島とか、あるいはアルバイトのことがございまして、広島の方に下宿をして、そこの大学へ通うというのが非常に多くございました。しかし今度はこちらの方から、自宅から通って大学にも行けるし、広大だけじゃなしに近畿大学もございまして、呉大学もございまして、そこらの方へ非常に行くのが便利になるだろうと思います。

もう一つ、その大学が持っている教育力というものを、こちらの方へも波及していただきたいわけですが、大学の方の学生もこちらの方へ来て授業をしたり、あるいはカウンセリング等もやってもらうこともできるだろうというように、一つは学園都市と安芸高田市が大きなパイプで結ばれるという意味で有効だろうと思っております。

もう一つ、市内を考えてみました時に、向原町と吉田町は通学区域の弾力化の中でも隣接校になってないんですね。要は小田の小学校との弾力化でいけるということになっておりますけど、今度はバスがあそこを通ってくるということになりますと、吉田町内から向原の学校に行くこともできるようになると思いますし、向原からこちらの方へバス通学ができるということも可能じゃなかろうかなと思っております。その路線については未知数でございますけど、頭の中で考えたときにはそういう意味で交流がより一層深まっていくし、自分の将来校に合わせた学校を選択していけるんじゃないかなと、高等学校についてもそういうことが言えるんじゃないかなというように思っております。

以上であります。

○松浦議長

以上で答弁を終わります。

再々質問がありますか。

〔再々質問なし〕

○松浦議長

以上で、玉川祐光君の質問を終わります。

この際、15時5分まで休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午後 2時54分 休憩

午後 3時 5分 再開

~~~~~○~~~~~

○松浦議長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

続いて通告がありますので、発言を許します。

○岡田議員  
○松浦議長  
○岡田議員

19番 岡田正信君。

19番、岡田です。

はい。

日本共産党の岡田正信です。教育長と市長に3点お伺いしておりますように、質問させていただきます。

これまでの一般質問の中で、いみじくも障害者自立支援法についての法律は訂正されましたけども、市長自身、大変悪い法律が決まったものだと言われたように、今日の政治というのは、私も質問に書いておりますように、自民党と公明党の連立政治のもとで、弱肉強食社会、こういう制度が政治に評価され、そういう中であって、国民の貧富の格差が一層広がっております。特に前総理であります小泉総理はこの格差、広がる方がいいんじゃないというような省令に基づいて、ますますひどくなっているのが今日の姿でありまして、安芸高田市も国や県にたびたび私申し上げておりますが、いじめる方じゃなしに、いじめる側に立っておるのが事実であります。合併協定では各種のサービス負担や料金、補助金等が3年間で統一する50数項目についての合併協定でございましたが、中身は50数項目どころじゃないわけですね。いろんな住民のかかる問題を含めると、数えきれんくらいあったわけですが、こういう中であって、手のついてないところがたくさん2年半を経ちまして、我々にもわかってきたわけですね。市長におかれましては、この問題解決の政治手腕といいますか、お尋ねするわけですが、合併後の混乱と私が位置づけましたのは、これまでの決算委員会、あるいはいろいろな委員会におきまして合併後2年半経っても部の制度はひきましたけれども、部の中でコミュニケーションがとれてないというところが、ただうかがえたわけでございます。特に先だっけの決算委員会におきましては、市長は1日しか出席されておりませんが、そういう状況があったわけですね。この問題を早く3年以内にすべてはできないでしょう。今の経過から言いますと。そういう問題を掴むのに、私は表現では諸悪の問題点はまず掴むことから始めるべきです。これは市長さんが掴むべきです。言うなれば担当課、担当部のコミュニケーションがやはり現状では掴みにくいとは判断したからこういう表現をさせていただいたのであります。執行部の財政がバラバラなのか、市長の所見をお尋ねしますというところで締めておるわけでございます。2年半だからそういうこともあるだろうということも私も思いますが、このままでは先だっけ以来、行政改革やら来年からの財政推計をするのにいろんな問題で副市長2人を部門に分けて、財政が厳しいということは混乱をさせていると言われますが、それだけでは私は手がつけられないものがたくさんあるんだと思います。市長の所見を尋ねるわけでありまして。

小中学校のいじめについてであります。午前中にもありましたように、いじめの件数は小中合わせて11件しか掴んでいないと言われ

たんですが、これは文部省の調査でも明らかなように、全国ではなかったという数字が出るようなことですから、安芸高田市の教育委員会でも調査の方法はいろいろ行われたんでしょうけども、やはり調査上ではそうですけど、実際小学校で6件でしたか、中学校で5件でしたか、そのぐらいの数字じゃないんだと私は思うんですね。教育長は本当にその数字を鵜呑みにしてってんか。これは教育長の所見を伺うところですが、それと、子ども同士の問題とか、それから私が通告しておりますように、先生が生徒をいじめるといふ、このニュースに私びっくりしたんです。この件では安芸高田市ではなかったのか、お尋ねするところであります。

3点目の農家の法人化と市財政についてですが、これは決算委員会でしたか、担い手の位置づけはどうかということをお伺いしたんですが、言うなれば県の方針でもあり、国の方針でもあり、担い手の拡大と、特に法人化に力を入れておるのが国の方針でもあるし、広島県の姿勢でもあるわけですが、この法人化をいたしますと、農家自体の数が減るわけですね。そうなりますと、地方交付税に算定されます農家の数が減るといふことですから、大きく財政に影響が出てくると、私は思います。この点について市長の所見を伺うところであります。

以下は自席で再質問させていただきます。

○松浦議長

ただいまの岡田正信君の質問に対し答弁を求めます。

市長 児玉更太郎君。

○児玉市長

岡田議員さんの合併後のいろいろな諸問題の解決についてどうなるとるか、こういうご質問でございます。

まず、合併後の諸問題の解決ということについてでございますが、このことにつきましては、合併に伴う市民負担の激変緩和の観点から、それぞれ各種の公共料金などについて、合併後数年をかけて調整し、統一を図ることとしているものでございます。公共料金につきましては、それぞれ想定をしておりました年度を目標に、順調に調整を進めておるところでございます。また、市単独補助金につきましても整理合理化プランを策定いたしまして、これまでの一律削減の手法ではなく、個別の実態を精査しながら、見直し作業を現在進めておるところでございます。なお、防犯灯など設備の設置及び維持費等の負担につきましても、現在、実態の調査を行い、市内全域での統一した取り組みを実現するよう取り組みを進めております。いずれにいたしましても、市民意識の一体性を高めていくという観点からも、市内全域へ同等な行政サービスの提供ができますよう、早急に取り組みを進めてまいりますので、一層のご理解とご支援を賜りたいと思います。

それから最後のご質問の農家の法人化と市の財政についてというお尋ねでございます。ご指摘のように来年度からの国の農政の方針は、認定農業者や農業生産法人等のいわゆる担い手に特化した施策を行い、農業構造の構築を図ろうとしているもので、とりわけ広島県におきま

しては、農業集落法人の育成にすべての農政の施策を集中する方針のようでございます。本市におきましては、議員ご指摘のとおり、国や県の方針であります農家法人化が、すべての地域や集落に適合する状況にはないのではないかと思います。今年からJA等関係機関と、集落営農の推進に取り組んでおりますが、地域や集落の実態に応じた推進を行う必要があると考えております。営農形態によっては、農家の農業離れを招くことにもつながり、農業者や地域の皆さんがかかわるシステムをつくるのが、課題と考えております。今後におきましても、JA等関係機関と連携を取りながら、本市の実態に合った地域営農の推進に努めてまいります。

次に、この法人化の推進が、市の財政にどのように影響するのかとのお尋ねでございますが、ご承知のように、地方交付税の算定の中で、基準財政需要額の算出基礎として、農業関係の農家戸数、農地の面積等の数値を計上しております。この数値は、農林業センサスの統計数値を使用するもので、数値の減少は、基準財政需要額に連動してまいります。ご指摘のとおり地方交付税の減額ともかかわりを持つようになると思います。先にもお答えいたしました、農家の農業離れを防ぎ、農地の荒廃防止につながる地域営農の推進に努めてまいりたいと考えております。

○松浦議長

続いて答弁を求めます。

教育長 佐藤勝君。

○佐藤教育長

ただいまの岡田議員のご質問にお答えをいたします。

安芸高田市では、いじめは絶対に許されないとの認識に立ち、早期発見、早期対応に努め、いじめを許さない学校づくりを推進しております。このことについては、先ほどの答弁でも申し上げたところでございます。教職員一人ひとりがいじめは人間として絶対許されないという強い認識を持っており、いじめられている子どもの立場に立って、親身に指導をしてくれていると私は信用しておるわけでございます。

ただ、いじめ自体がわかりにくいということから、発見が遅れることがあるかもしれない、わかりにくいということから、教師で見た目での報告だけで報告をしておりましたが、先ほどの答弁でも申し上げましたように、子どもからアンケートをとって、最近いじめられたことがありますかというアンケートをとりました。ところが、子どもはどのように受けとめるかと言いますと、ちょっと自分の気に入らないことがあったらみないじめだとか、社会的に今いじめ、いじめという言葉が流行しておるものですから、何か気にいらんことがあったらすぐいじめというように言うわけでございまして、そこでいじめのあるということに答えた内容につきまして、もう一遍学校の方で精査をして下さいというお願いをして、そして出てきたのが先ほど申し上げましたように小学校が6件、中学校が5件、合わせて11件であったわけでありまして。

それで、いじめについての定義をどう考えておるかということもちょっとお話しを申しますと、一般的に自分より弱い者に対して一方的に身体的、心理的な攻撃を継続的に捉え、相手が深刻な苦痛を感じておるものと、このように定義をしておるわけでございます。したがって、ちょっと今日ものを貸してくれと言った時に貸してくれなかったとか、あるいはちょっと今日ここにあった、筆入れを隠されたりとかいうようなことだった場合には、継続的にずっとそういうような状況じゃないんだから、それはいじめとしてはカウントをしないと、改めて指導をいたしました。その結果がアンケートについていじめの件数について報告をさせてもらった内容でございます。ただ、新聞にも出ておりましたように、先生が発言したことがその子どもに対していじめに発展しておる状況がございましたので、このことについては教師としてあるまじき行動であるということで、警鐘に加担を鳴らしております。校長から話を聞くところによりますと、いじめをしておるといふ状況についても校長としてはそのように把握をしていないと、私の方へ聞かせてもらっております。

もう一つ質問があったんですが、あれは言われませんでしたので、またあった時にお答えをさせていただこうと。

○松浦議長

岡田君、答弁漏れはありませんか。

以上で答弁を終わります。

再質問ありますか、

○岡田議員

議長。

○松浦議長

19番 岡田正信君。

○岡田議員

質問通告しとつてもしゃべらにや答えてもらえんということがありますんで。

その点は最初言うておきます。

担任の先生が途中で研修に行くことが、果たして教育上に問題があるかないかの例えとったわけです。これは今言うところで答えてもらえばいいんですが。ついでに教育の問題言いますと、いみじくも教育委員会が精査したと、調査が上がってきたが、一日くらいのことじゃいじめにはつながらんとか、ここにやっぱり私から言えばどういふんですかねえ、文部省とよう似たようなことがあるんじゃないかと思っただんです。今の子どもの状態というのが、私もそうですが、考えられんことが起きよるということをまず教育委員会がつかんどってもらわんと。それには教育委員会だけではできん部類もあるんじゃないですか、今地域が子どもを守るいう体制もできておりますし、今の子どもは、私にもフィリピンから来た子どもがおるんですが、これはっきり言うんですよ。いろんなことを、4年生の時来たんですが。目標は何か言うたら日本語覚えて、出したそうですが、お医者さんになっておばあちゃんの病気を治すというようなことがしたいと。お前いいこと言うたのうと私誉めたら、おじいちゃん、これごますりところやったんで

すよ。私はごますりという言葉を知ったのもびっくりしたんですが、それじゃいけんど。ほんまのことを書かにゃと、思いを。だったら孫から返ってきた言葉が、おじいちゃんクラスメイトみんな一緒とこうなったんですよね。これ4年生のときか5年生のときですが、ちょっとそれは覚えとったんですが、そういう状況になつとると。そりゃ子どもが悪いんじゃないんですよ。やっぱし犯罪も子どもの教育の非行も社会の現れいうて昔から言われますように、やっぱり社会がいろんなマスコミ、テレビ、もちろん政府の関係もあります。いろんな社会を構成しとる状況がそんなことになるんじゃないか。ただうちの孫の学校だけがそうじゃないと思います。全部市内全国的にそういうことが起きとるんだと思います。昔とは違って東京であったことはすぐ起きるんですから。そこらの認識の問題をまずお伺いしときます。

それから合併後の懇談会で私は位置づけたのは、何もいろんなことが全部同じようにいかんからいう意味で言うたんじゃないんですが、残つとることはたくさんあるんですが、担当部の部の人だけでは解決できない。こないだも八千代町の問題を一つ上げましたけども、この農業施設一つとりましても、やはり市長さんが自らこの問題をどうとらまえて対応するかということがしてないと、八千代町の職員の方々はそれがその当時から当然のように話されて、この簸川灌漑排水の施設ができたわけですから。その当時はダムの交付税を固定資産税をそこに財源をあてて、農家の負担はなしでよろしいという説明を受けたいうところまで聞いたわけですよ。ところがそれは農業施設に負担金が必要という制度はその当時なかったんですよ。国も県もどういう経過か詳しくは私も支所長から聞いただけですから知りませんが、その当時もなかったこともそういうふうにいじめられる側の行政が、国や県がいじめる方のことを真に受けた言えればそれまで。そのとおりじゃけ。だがそりゃ通らんわけですよ。ここは市長が出ていって、やはりこの問題をどう県や国は考えとるんかということも必要だろうと。これは一つの例です。ですから解決できない問題を、各部・課でできることはやはり意見交遊をする、どういう経過でできた、そこらがこのままの体制ではとてもらちあかんと思います。ですから来年から機構改革、あるいは財政推計の中で考えていかれるいうんですが、もちろん各支所の役目の問題のその中に入ると思うんですが、まあ申告にはないけえそがなこと言われん、言われりゃあそれまでですが、混乱を早く解決されるためにはどういう手法で望まれるのか。基本的な考えをお尋ねいたします。

それから農家の法人については集落営農を、もちろん国の言うように集落営農がいいんですが、集落営農はいいんですよ。農家が切り捨てられんから、やり方によっちゃあ各農家が集落に集まるわけですから、個々の農地を持とりましますから、農家として、どういうんですか、その集落として、労働が60日あれば、統計上表されますが、法人

にしたら全部農家がそりゃ預けるんですから、100件じゃちょっと多いが30件の集落が、農家が1件法人やってみれば29件というか法人組織に全部やって農家じゃないなるわけですから。そしたら統計上から減るわけですから、地方交付税が減ると、市長も先ほど言われましたけども、大体私、農政局やらいろんなところへ話をさせていただいたら、全国でも同じなんですよ、農家で。一番分が悪いのが高知県、広島県、和歌山県、島根県になるんですが、そこらの算定が大体15万円か16万円。1戸あたりかかると。財政当局はまあどういふふうにつかんどってかお伺いします。

○松浦議長

ただいまの再質問に答弁を求めます。

市長 児玉更太郎君。

○児玉市長

まず最初の、合併後、合併前のそれぞれの町村でやっておった、いろいろ異なった制度があるわけでございます。それを早く一本化すると、こういうのは合併後の課題であるわけでございますが、しかしなかなかそれぞれ経過があつて、先ほどのご指摘のように国・県がからんどの問題もございまして、なかなか一本化できないところもあるわけでございますが、ご指摘のようにできるだけ一本化できるものは早く一本化していきたいと、このように考えておるところでございます。

それから、私も農業法人をつくったために農家が減って、どれだけ地方交付税にこたえるかというのは、ちょっとまだ試算をしておりませんので、恐らく担当の係もこのことはまだよく掴んでおらんのではないかと思いますが、もしそのことがわかれば、今わかればすぐ答えますが、数値的なものがもしわからなかった場合は明日ちょっと追加でお答えをしていきたいと、このように考えております。ただ集落法人をつくるというのは国の大きな農業政策になっておりますので、この法人をつくったところへは、国が特典を与えるという制度もあるわけでございます。したがって、その特典を受けようと思うとどうしてもそういうことになり、つくらにゃいけんということでございますので、国の農業政策そのものが、もう大型農家育成という方向になってきた。我々としては、大変このことについては不満があるわけでございますが、しかし国の政策、大きな経済の流れの中の政策として、やはり農業もそういう方向にいかざるを得んということがあります。極端な最近の例を話しますと、いわゆるオーストラリアとの農業交渉の問題があります。これはオーストラリアはその安い肉やら安い小麦やら、いろいろな農産物を、面積が太いですから、それを関税なしに日本へ輸入せいというのが今オーストラリアとの農業交渉なんですね。これをもしやられたら、それはもう日本の農業という特に北海道の畜産というのはひとたまりもないというのが現状なんです。それでもなお、国はこのオーストラリアの鉱物資源がどんどん中国へ今流れ出したと。日本へ来んようになったと。そうすると日本の工業が大変なことになるんで、それを取るために農業をターゲットにしておるといふのが、

今実態であるわけでございます。ですから、本当に大きな経済の流れの中で、農業を今守っていかにかいけんということは、本当に我々も身にしみて感じております。先般、東京でそういう大会がありました。今言われとるように完全に関税廃止するようなことは恐らくないと思いますが、結局農業交渉を引き延ばすしか方法はないというのが今実態のようです。そういうような今、農業を取り巻く状況が非常に厳しくなると。で、この間も日本経済新聞やら朝日新聞の社説にもう日本の経済がもてんようになるけえヨーロッパからどんどん鉱物資源を入れるために農業が犠牲になってもいいじゃないかと、そういうような論説が今公然と出ておるのが実態でございます。ですから、我々としてはここにどのように歯止めをかけていくかというのが大きな、我々議会もあるいは農業会も一緒になって頑張る時にきておると思えますが、実態はそういう方向で、本当に厳しい状況で動いておるといのが実態でございます。

○松浦議長

引き続き答弁を求めます。

教育長 佐藤勝君。

○佐藤教育長

それでは、先ほどのご質問にまずお答えしたいと思います。

答弁は考えておったんですが、質問に言葉として聞かなんだものから答えちゃ悪いかん思っ、よう答えずにおりましたけれども、教職員の研修のことでございました。研修に出たために子どもと先生の間が離れる。そのことは教育に対してマイナスな影響といえますか、いじめ問題も発生することになるんじゃないだろうか、生徒指導のきめ細かな指導もできないんでないかということでございます。ご承知のように教育公務員は教特法の中で教員は絶えず研修と修養に努めなければならないということがございまして、子どもたちがどんどんどんどん変わっていく状況の中で、自分たちが昔と同じような生活をおったのでは、子どものいじめの問題についても気がつきませんし、その対応についてもどのようなスキルがあるかということについても学ぶことができません。そういうために初任者の場合には初任者研修というのがありますし、10年目の教員に対しては10年目研修というのがございますし、教育センターではいろんなメニューを準備いたしまして、希望者についてはそこへ行って勉強ができるようにしております。

小学校の場合は学級担任と教頭先生、校長先生が学校におられて、それが授業に交代で出られるということで、担任の先生が仮に空いた場合には、その他の先生がおらん場合には、教頭先生か校長先生らが授業の代替に出て、あと担任の先生から預かったプリント、あるいは指導の内容を指導しておることが現実でございます。その結果、余りにも出張が多すぎて、教育の効果が低下しとるということではいけませんけれども、今のところは、昔は旧高田郡の場合は教育センター等がありまして、なかなか出席をして勉強して下さいという願

いはしとりましたけれども、出席者が非常に少なかった。最近は非常に手をよく挙げてもらえますので、今度は県内がそういうふうになりましたので、なかなか該当せんということがありまして、年に1回はそういうチャンスに自分の適当な時期と向こうとのチャンスがあった場合には、合格してから向こうへ参加するというような状況になっております。これが現実でございますので、私は先生が出張するから後が教育できないということは少ないんじゃないかなというように思っております。極力あとのフォローをしながらできるように指導しておるとこであります。

次にいじめのことでございますが、いじめについては先ほど話をいたしましたように、ひとつの定義がございまして、それに従ってカウントしたものをいじめとしようということになっておるんでありまして、これが先ほどは継続的に身体的、攻撃的な攻撃を継続的に加えるということを行いました。それは継続的にがどの程度なんかということについて、そいじゃ1週間なんか、1カ月なんか、いうことがあるわけではありますが、これが最終的な判断の違いになるというように思います。ですからはじめ申し上げましたように、ちょっと今日筆入れを隠されたということがいじめなのか、あるいは子どもの遊びの中の一つなのかというようなことを、子どもに書け言うたらすべてそういうのを全部出すようになりますから、実態を調べてその中で先ほど言いました基準に合わせて、そしてこれは継続的にその子どもが心理的な圧力を受けるとなるといものがあつたのを上げさせていただいたこととでございます。これまでは17年の結果を見ますと、安芸高田市の場合は小学校のいじめはゼロという回答でございました。中学校の場合は17年が2件ということだったんですけれども、あえて私の方からいじめられる子どもの立場になってもう一遍精査をしてみなさいということで調査をした結果が、先ほど申し上げました小中合わせて11件ということになっておるわけでございます。

なぜ、そのようになるか。これは一概に私は結論づけることは難しいと思います。社会全体の問題であるというように思いますが、全般的に言われておりますのは、体験とか、みんなと一緒にいろんな生活体験、勤労体験、あるいは一緒に行動するというようなことが案外少ないがために、他者との喜びや悲しみを分かち合うというような経験も少なく、物事の違いや価値あるものについて、一人ひとり違うんだという、その良さについて気づくことができないんだというようなことを要因として言っております。要は少子化によってそういう経験が少なくなった。それからもう一つは家庭との問題でございますけど、先ほどは早寝・早起き・朝ごはんという話をいたしました。やっぱりそういうふうな家庭の中で子どもが親にゆっくり親のひざの中でおられるというような、あるいは親の愛情の中に包まれるというようなことがどうも少ないんじゃないかなろうかと。それらが他者を認められたか、

あるいは自分がこういうことができるようになるという自信に結びついていないということがあるんじゃないだろうかというように言われております。長くなるかわかりませんが、人の世に三知ありという言葉があるんです。一つは学んで得る知、もう一つが体験による学ぶ知、三つ目が人と交わって得る知ということがあります。今は学んで得る知が、どっちかと言ったら優先的にされて、日常、私たちが小さいときに経験をいたしました体験による知、あるいは人と交わっておる知というのが少ない。それを何としてでも今取り戻していこうということで、道徳の時間でも体験活動をさせながら、道徳の学習をさせると。道徳の教材になることをまた体験させて学習させると。そうやって身につけようという努力をするように指導しておるところでございます。以上でございます。

○松浦議長

引き続き答弁を求めます。

総務部長 新川文雄君。

○新川総務部長

非常に交付税制度の解説の中になっているのかなという思いがしています。確かにご指摘いただきますように、交付税の積算の中で農業行政費という測定単位がございます。その中で、農家数という単位の中で、経常経費と投資的経費を区分されとります。標準団体の行政規模でありますけども、農家数が3,000戸として今想定をしております。2005年の農林業センサスは3,500でありましたけども、交付税の方では積算の方、3,500を3,000戸に削減をして想定をいたしとるところであります。測定単位と言いますと、当然農業経営の中の経常経費にあってはやはり標準団体で一般財源所要額が、やはり6万9,900円くらい見ておるわけであります。それと、投資的経費につきましては2万5,600円ということになるわけあります。現在その農林業センサスの中で農家数を表しておりますのは、4,446戸ということでございます。補正係数等も合わせさせていただきますと先ほどありました経常で6万9,900円、投資的経費で2万5,600円、先ほど岡田議員さん、15万ということでご発言をされとりますけど、安芸高田市の場合に経常経費で10万4千円積算をしております。投資的経費で3万2千円、農家1人当たりの基準財政需要額というのは13万6千円ということで、今我々は積算させていただいたとるわけでございます。ただ、農家数につきましては需要額の方ではございまして、収入額というものがございまして、収入額は交付基準額において30%分のカット分ということになりますので、13万6千円に対して70.1%くらいになると思っております。安芸高田市の場合に9万5千円という積算単価で我々今積算をいたしております。

以上であります。

○松浦議長

以上で答弁を終わります。

再々質問ありますか。

○岡田議員  
○松浦議長  
○岡田議員

議長。

19番 岡田正信君。

農家数の関係で言えば、そりゃバラツキがあるのですからプロの方が算出されたらそれによろしゅうございますが、ただ農家数の数ですよ。私が農業政策の販売農家だけをひろったときには、ちょっと数字が違いますが、まあいいですわ。数字が違った分はもう。違いますが、あとまたこれはしますが、問題は先ほどの市長が出ていって解決しなくちゃいけないこのバラツキの問題、各6町が持ち込んだ事業の中で。例は一つ、この簸川灌排、灌漑用水排水の問題、用水の問題、言いましたけれどもこの問題に限ってはこういう国と県が直接その当時かかわって、そういう経過の中で今日に来て、やはり農業施設に対して、全く農家に受益者負担がないという制度は、昭和44年もなかったのですから。それをあえてそこへ指導したというか、こんな事項はないでしょ。で、安芸高田市の場合は高宮はご存じのとおり香六ダムで事業起こして、農家負担でパイプをひいて灌水用水やとってですわな。これ壊れたら必ず農家負担、受益者負担がいるんですよ。そりゃ何分の1になるかパーセントは別にしましても。甲田町で言いますでもダム補償の関係で小原に灌漑用水引くパイプありますわ。それ今までも壊れた時には農家負担、なんぼかして施設の改修しとりますけども、やはりそのところは市長さんが出て行って話をしてんないと。担当の職員の方には責任ないですからね。その点をどのように考えとってか、そういう場合ですよ。私たまたま簸川、よそのこと言いましたけれども、そういう制度があったときには、やはり市長が出ていくところじゃないですか。お尋ねいたします。

それから教育の問題では、安芸高田市だけの問題だけをとらまえるわけじゃないんですが、教員の担当の教師が途中で研修に行くことは、佐藤教育長私の同年代ですから、途中ではよっぽどのがないと、病気で担任の先生が休むとかいうことがなかったら、教育行政がぐっと変わったのはわかりますよ、今日。広島県の場合、特に圧力団体とか外部の団体が教育の介入をしたり、行政へ介入したことがあります。その反動でまた今度は私から言えば政府の介入がどときと。いうなかで広島県ではやっぱり担任の先生だろうがどうだろうが、先ほどは研修希望者が多いから言うたんですが、無理やりに県教委の方から研修行きなさいと言う。普通だったら休み中に研修受けられますわな。夏休みとか。1学期とか2学期とか3学期とか、この休みのない時に2カ月研修とか入れられるそうです。国・県全体で言えば、安芸高田市はそういう数がなんぼかあったんですか。それは教育に、子どもは1年から6年までありますから。小学校の担任というのはね。その先生が途中で、ようやく慣れたいう時に校長か教頭が代理をすりゃ事が済むという問題じゃないと思うんですが、いかがですか。

○松浦議長

ただいまの再々質問に答弁を求めます。

まず初めに、市長 児玉更太郎君。

○児玉市長

ただいまのご指摘でございますが、これもいろいろな歴史がございます、それは職員が手に合わんとおっしゃることもわかりますが、やはり仮に市長が乗り出してもいろんな地域の歴史というのがございますんで、今後はそういうものを十分考慮しながら対応していきたいと、このように思います。

羽佐竹の香六ダムの問題が出ましたが、もう40年も前にあこへ香六ダムを県営でつくったわけですが、約6キロ石綿管を引いておりますが、あそこは石綿管が壊れたら自前で直しておるのが実態で、それぞれやっぱり歴史があるわけがございます、そこらを今後我々も十分検討していきたいと思っております。

○松浦議長

引き続き答弁を求めます。

教育長 佐藤勝君。

○佐藤教育長

研修の件につきましては次長の方から、よくわかっておりますので、答えさせていただきます。

○松浦議長

教育次長 沖野清治君。

○沖野教育次長

それでは、先ほどのご質問にご回答させていただきたいと思っております。

研修につきましては、法律的にも地公法、それから教特法、地教行法と、研修について教員の場合はしなきゃならないということになっておると思っておりますけど、その研修につきまして国・そして県、また市町村教育委員会がそれぞれすることになっております。例えば国で言いますとリーダー研修ということで、中央研修というのがございますけども、そういった形でやっておりますし、県の方で言いますと基礎的な資質、あるいは指導力の育成をするための指定をしての研修、あるいは教科指導の育成の研修、あるいはマネジメントの能力向上の研修といったようなものもございます。そういった形で研修が義務づけられており、そしてそれをやっていかなければいけないという立場になるわけでございますけど、そういう中で年度当初にそういった研修というのが常にいつどこであるかということが組み込みますので、いつ頃研修ということがあるというのはそれぞれの先生方は覚悟しとる所でございます。また、長期休養中にも研修が組まれておりました、なるべく授業に影響のないところでという配慮もしながらやったのが実態でございます、できるだけ、それぞれ特に小学校は担任の先生というのが大きな立場にございますので、その担任の先生が困らないということは配慮しつつ、研修を組んでおるといような状況でございます。そういう意味で義務的な研修も随分ございますので、そういった中で長いのは2年間とか、あるいは半年とかいうのもございますし、短いものについては1日、2日というような研修が組まれておるのが実態でございます。そういうこととしまして、できるだけ影響のないようにという配慮はして、研修を組んでおるところでございます。

○松 浦 議 長

以上で、岡田正信君の質問を終わります。

以上で、本日の一般質問を終了いたします。

これをもって本日の日程を終了いたし、散会いたします。

次回は、明日12日午前10時に再開いたします。

ご苦勞でございました。

~~~~~○~~~~~

午後3時53分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

安芸高田市議会議長

安芸高田市議会議員

安芸高田市議会議員